県税のしおり
2026

佐賀県

はじめに

佐賀県では、「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり」を基本理念に掲げ、県政を進めていくこととしています。この基本理念には、人に寄り添い、人と対話し、これまで受け継がれてきた人の「想い」を感じ取りながら、次の世代へ繋げていく大切さと、佐賀県の「本物」の地域資源などの“佐賀らしさ”の価値を私たちが再認識し、世界に自信を持って誇れる佐賀県をつくっていきたいという想いを込めています。

みなさまから納めていただく県税は、県の事業を行うための重要な財源として、みなさまの身近なところで活かされています。

税金は豊かで安全な生活を築くための県民共通の経費であることへのご理解と、今後のご協力をお願いいたします。

目　次

税の意義と役割 …… 1

県の予算
歳　入 …… 2
県税の内訳 …… 2
歳　出 …… 3

県税の種類 …… 4
県民税
個人県民税
（均等割・所得割） …… 5
（県民税配当割） …… 10
（県民税株式等譲渡所得割） …… 11
法人県民税 …… 12
佐賀県森林環境税 …… 13
個人県民税の寄附金税額控除 …… 14
県民税利子割 …… 15
事業税
個人事業税 …… 16
法人事業税 …… 18
不動産取得税 …… 20
地方消費税 …… 23
自動車税 …… 24
自動車税についてのQ&A …… 27
身体障害者等に対する自動車税の減免 …… 28
県たばこ税 …… 30
ゴルフ場利用税 …… 31
軽油引取税 …… 32
産業廃棄物税 …… 34
鉱区税 …… 35
核燃料税 …… 35
固定資産税 …… 36
狩猟税 …… 36

申告と納税の時期 …… 37
地方税の電子申告・納税 …… 38
口座振替 …… 38
キャッシュレス納付 …… 39
納税の猶予・減免 …… 40
延滞金・加算金 …… 41
救済制度 …… 42
納税証明書 …… 43
県税関係申請書のダウンロードサービス …… 44
令和８年度地方税制改正のあらまし（県税関係） …… 45
国税の種類 …… 47
国税のお問い合わせ先 …… 48
市町村税の種類 …… 49
市町村税のお問い合わせ先 …… 49
県税のお問い合わせ先 …… 裏表紙

税の意義と役割

現代に生きる私たちが１人で生活することは不可能です。そのため、私たちは社会を形成し、お互いに助け合いながら暮らしています。

暮らしの中であたりまえのように利用している道路や上下水道の整備、健康や生活を守るための社会保障、警察や消防、豊かな暮らしのための福祉や教育などの「公的サービス」は、国や地方公共団体（都道府県や市町村）が提供し、私たちはこれらの費用を「税金」という形で負担しています。

税金は、いわば**「社会の一員として暮らしていくために支払わなければならない会費」**のようなものなのです。

☆税は、皆で広く公平に分かち合うことが必要です。

公共サービスによる受益は、社会の構成員である私たちが広く享受するものですから、その負担もみんなで分かち合わなければなりません。

「公平に負担する」ってどういうこと？

友だち３人で食事に行き、みんなで色々な料理を分け合って食べたとき、支払いはどうしますか？

①３人で均等に割って支払う。

②たくさん食べた人は多く、少ししか食べていない人は少なく支払う。

③お金をたくさん持っている人は多く、あまり持っていない人は少なく支払う。

どの方法でも『公平』のようですが、１つの方法では完全な『公平』にはならないのです。

税金も１つの方法で課税したのでは、完全な『公平』にはなりません。税負担の『公平』を確保するために、税の性格に応じた適切な課税方法を採用して、所得課税、消費課税、資産課税などをバランスよく組み合わせるという工夫が行われています。

県の歳入

令和8年度当初予算

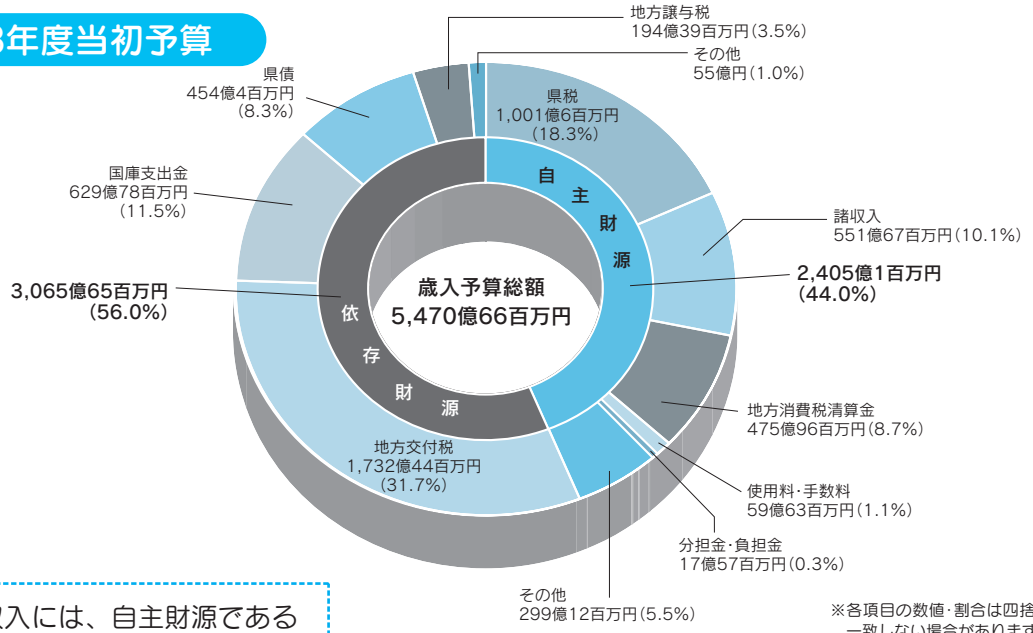

※各項目の数値・割合は四捨五入のため一致しない場合があります。

県の収入には、自主財源である県税のほか、地方交付税などがあり、これらの収入は県が行ういろいろな施策に使われます。

県税の内訳（令和8年度当初予算）

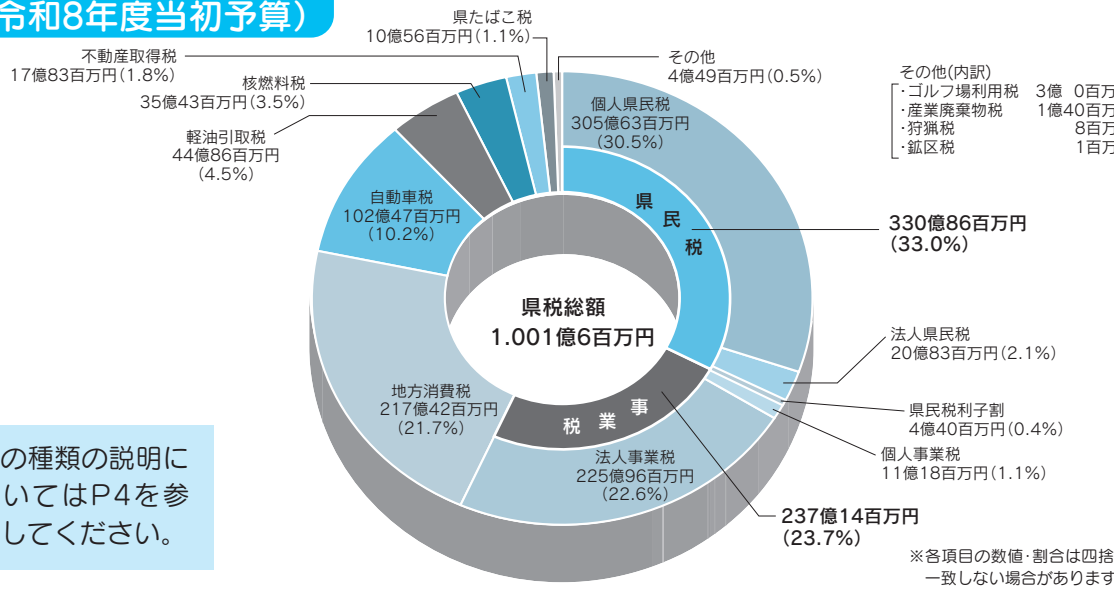

その他(内訳)

・ゴルフ場利用税	3億 0百万円
・産業廃棄物税	1億40百万円
・狩猟税	8百万円
・鉱区税	1百万円

※各項目の数値・割合は四捨五入のため一致しない場合があります。

税の種類の説明についてはP4を参照してください。

◆令和8年度当初予算では、県税総額を県民1人当たりの負担額に換算すると約12.9万円になります。
（令和8年4月1日現在の人口（776,612人）により算出）

県　　債：県が災害復旧や学校建設などたくさんのお金が必要な場合に、国や銀行から長期にわたって借り入れたお金のことです。
国庫支出金：県が行う道路や河川の整備、義務教育などにかかる費用の一部を国が負担するものです。
地方交付税：住んでいる地域の格差をなくし、どこに住んでいても国民が公平なサービスを受けられるようにするため国が県などに交付するものです。
地方譲与税：国が徴収した特定の税を一定の基準により地方団体に譲与するものです。

県の歳出

令和8年度当初予算

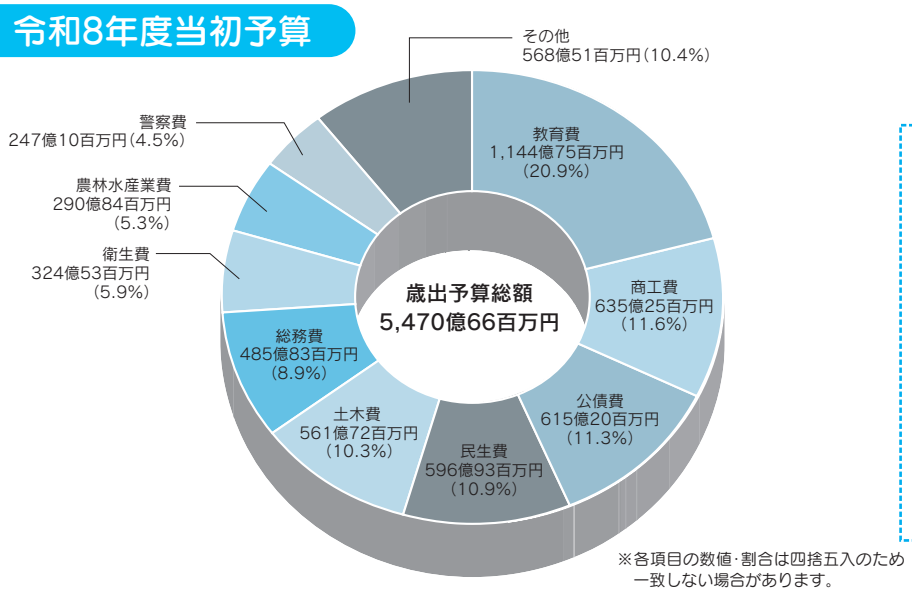

※各項目の数値・割合は四捨五入のため一致しない場合があります。

このグラフは県の歳出の状況を行政目的別の業務の内容によって分類しています。目的別の分類をすることによって、各部局の大まかな経費の割合を知ることができます。

県の主要事業は佐賀県ホームページでみることができます。
①「県政情報」→②「財政・予算・県庁運営」
→③「財政状況・予算・決算」

佐賀県　検索

https://www.pref.saga.lg.jp/

令和8年度当初予算において、
佐賀県の支出額を県民１人当たりになおすと約70.4万円になります。
（令和8年4月1日現在の人口（776,612人）により算出）

教育費

教育・文化の向上のために使われます。

１人当たり
約14.7万円

商工費

商業や工業を盛んにするために使われます。

１人当たり
約8.2万円

公債費

県が借り入れた県債を返すために使われます。

１人当たり
約7.9万円

民生費

安定した文化的な社会生活を送るために使われます。

１人当たり
約7.7万円

土木費

道路・河川・海岸等を守るために使われます。

１人当たり
約7.2万円

総務費	約6.3万円
衛生費	約4.2万円
農林水産業費	約3.7万円
警察費	約3.2万円
その他	約7.3万円

県税の種類（17種類）

- 普通税
  - 直接税
    - 県民税
      - 個人県民税：県内に住んでいる人や県内に事務所などを設けている人が、市町民税と一緒に各市町に納めます。市町民税をあわせて一般に住民税と呼ばれています（均等割・所得割）。この他に県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割があります。
      - 法人県民税：県内に事務所・事業所を設けている法人などに対してかかります（均等割・法人税割）。
      - 佐賀県森林環境税：県民税均等割の納税義務がある人・法人にかかります。（佐賀県の森林を守り育てる事業に使われます。）
      - 県民税利子割：金融機関等の預貯金の利子などに対してかかります。金融機関を通じて納めます。
    - 事業税
      - 個人事業税：県内に事務所・事業所を設けて一定の事業を行う個人の所得に対してかかります。
      - 法人事業税：県内に事務所・事業所を設けて事業を行っている法人の所得金額や収入金額などに対してかかります。
    - 不動産取得税：土地や建物を取得したときにかかります。
    - 自動車税：自動車（軽自動車は除く）の所有に対してかかります。毎年4月1日現在の自動車の所有者が、1年分の定められた金額を納めます。
    - 鉱区税：地下に埋蔵されている鉱物を採掘する権利（鉱業権）を与えられている人にかかります。
    - 固定資産税：市町でかかる固定資産税（償却資産）のうち一定の額を超えるものにかかります。
    - 核燃料税：発電用原子炉の設置者に対して、熱出力、挿入した核燃料及び5年を超えて貯蔵される使用済核燃料物質の重量に応じてかかります。佐賀県が国の同意を得て独自に課している税金です。
  - 間接税
    - 地方消費税：消費税（国税）と同様に国内での商品やサービスの売上にかかる税金です。税率は価格の2.2%（軽減税率1.76%）です。
    - 県たばこ税：製造たばこの製造者、特定販売業者または卸売販売業者が県内の小売業者にたばこを売り渡すときにかかります。
    - ゴルフ場利用税：ゴルフ場を利用したときにかかります。
    - 軽油引取税：軽油の引き取りをした数量にかかります。
- 目的税
  - 直接税
    - 狩猟税：狩猟者の登録を受けるときにかかります。（鳥獣を保護するために使われます。）
  - 間接税
    - 産業廃棄物税：産業廃棄物を処分場などに搬入したときにかかります。（環境施策に使われます。）

普通税	使いみちが特定されていない税金
目的税	使いみちが特定されている税金
直接税	税金を負担する人が、直接納める税金
間接税	税金を負担する人が、直接納めるのではなく、それ以外の人（経営者等）を経て納める税金

個人県民税（均等割・所得割）

個人県民税と個人市町民税をあわせて一般に住民税と呼ばれています。
個人県民税は、定額で課税される「均等割」と、前年の所得に応じて課税される「所得割」があります。
そのしくみは個人市町民税と同じであり、課税や納税の手続きも市町が一緒に取り扱っています。

●納める人（その年の１月１日現在で）

・県内に住所がある人……均等割と所得割
・県内に住所がないが、事務所、事業所または家屋敷を持っている人……均等割のみ

●納める額

・均等割

年　度	県民税	市町民税
令和8年度	1,500円	3,000円

※県民税は「佐賀県森林環境税（500円）」を含む額

・所得割

課税所得金額	県民税	市町民税
一律	4%	6%

〇森林環境税（国税）について
　森林環境税（国税）は温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な財源を安定的に確保する観点から創設された国税です。令和６年度から、国内に住所のある個人に対して、個人住民税と併せて年額1,000円が課税されています。
　森林環境税（国税）は、その税収の全額が森林環境譲与税として都道府県・市町村へ譲与されます。

●非課税

次のいずれかに該当する場合は、非課税になります（個人県民税がかかりません）。

均等割・所得割ともかからない人	・生活保護法の規定による生活扶助を受けている人 ・障害者、未成年者、寡婦またはひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の人 ・前年中の合計所得金額が市町の条例で定める金額以下の人
所得割がかからない人	総所得金額等が{35万円×（同一生計配偶者＋扶養親族の合計数＋1）＋10万円+32万円}以下の人 ※32万円の加算は控除対象配偶者または扶養親族がある場合に限る

総所得金額：給与所得、事業所得、不動産所得、配当所得、一時所得、雑所得、利子所得、譲渡所得の所得金額の合計額です。
（※利子所得のうち、県民税利子割の課税対象となるものは含みません。）
合計所得金額：総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得の金額、短期譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額です。
総所得金額等：合計所得金額から純損失または雑損失等の繰越控除をした後の金額です。純損失、雑損失がない場合は、合計所得金額と同額になります。

●申告と納税

1．申　告

①3月15日までに、その年の1月1日現在での住所地の市役所・町役場に市町村民税・道府県民税申告書（以下、「申告書」という。）を提出してください。

②所得税の確定申告書を提出した場合には、個人の住民税の申告書を提出する必要はありません。その際は、確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄を必ず記載してください。

③所得が給与所得・公的年金等のみの人は申告書を提出する必要はありませんが、雑損控除や医療費控除を受けようとする場合には期限までに申告書を提出してください。

2．納　税

①給与所得者（サラリーマンの方など会社から給料を得ている方）
6月から翌年5月までの12回に分けて、毎月の給料から差し引かれて納めます。（特別徴収）

②公的年金受給者（年度の初日（4月1日）に公的年金を受給している65歳以上の方）
公的年金の支給時（4月、6月、8月、10月、12月、2月）に、年金から差し引かれて納めます。（特別徴収）

③給与所得者以外の所得者（個人事業者など）
市町から送付される納税通知書によって、市町民税とあわせて6月、8月、10月、1月の4回に分けて納めます。（市町によって納期が異なる場合があります。）

④退職所得者（会社などを退職され、退職手当等をうけた方）
原則として退職手当の支払いの際に、退職手当から差し引かれて納めます。

●所得割の計算方法

所得割は、前年の収入金額をもとに計算します。
令和8年度の住民税は、令和7年中の所得にかかります。

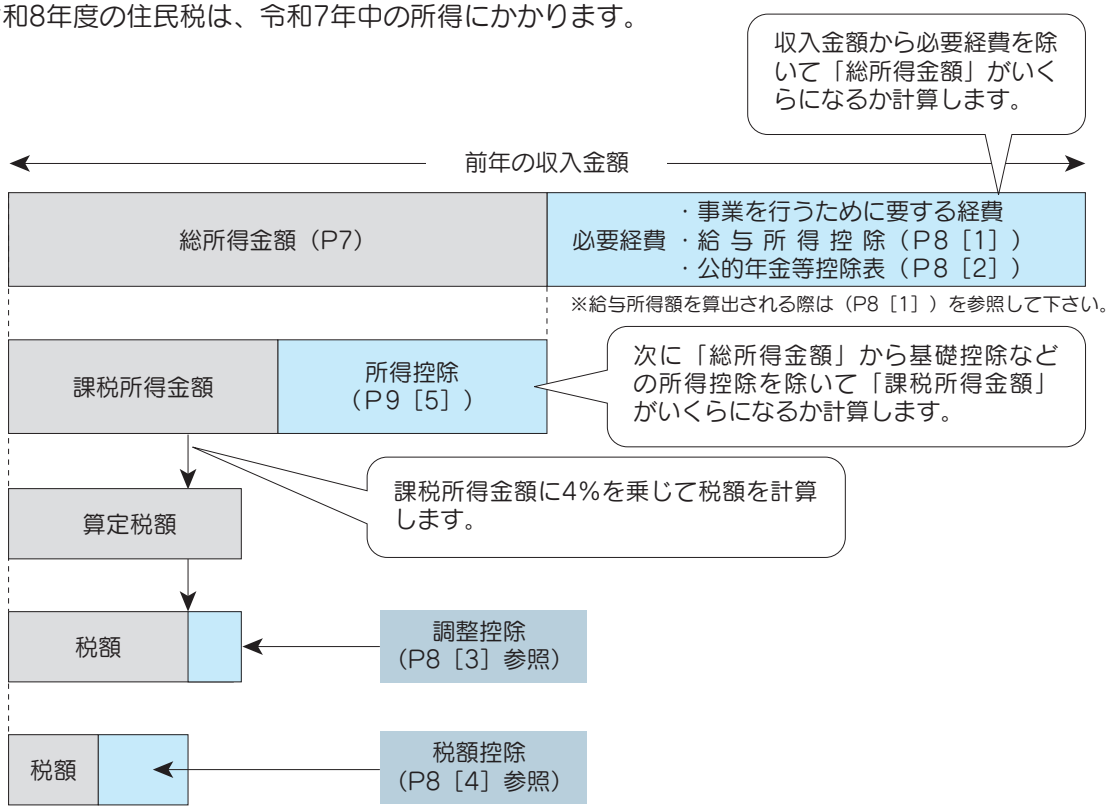

あなたの住民税はいくら？ ～計算してみよう！～

Ａさん（会社員、佐賀市在住、45歳）　家族　　妻（43歳）、子ども2人（18歳、14歳）･･･（妻と子には収入なし）

収入　　給与収入500万円（令和7年中）

保険料等　　社会保険料　45万5千円　　生命保険料　10万円（旧契約のみ）

均等割　※森林環境税（国税）額を除く

県民税1,500円　　市町民税3,000円

所得割

総所得金額

・給与所得金額（P8参照）

5,000,000円　÷　4　＝　1,250,000円

1,250,000円　×　3.2　－　440,000円　＝　3,560,000円

Ａさんには、給与以外の収入がないため、総所得金額　＝　3,560,000円　となります。

所得控除（P9参照）　1,580,000円

〔所得控除の内訳〕

		（人的控除の差）
社会保険料控除	455,000円	
生命保険料控除	35,000円	
配偶者控除	330,000円	（ 50,000円）
扶養控除〔330,000（18歳）〕	330,000円	（ 50,000円）
基礎控除	430,000円	（ 50,000円）
合　計	**1,580,000円**	（150,000円）

課税所得金額

総所得金額　　所得控除額

＝　3,560,000円　－　1,580,000円　＝　1,980,000円

	課税所得金額		税率			
県　民　税	1,980,000円	×	4%	＝	79,200円	
市町民税	1,980,000円	×	6%	＝	118,800円	**合計　198,000円**

調整控除

所得税との人的控除の差　150,000円　＜　課税所得金額　1,980,000円

150,000円　×　5%（県民税2%・市町民税3%）　＝　7,500円

所得割額

198,000円　－　7,500円　＝　190,500円

県民税分　76,200円
市町民税分　114,300円

令和８年度の住民税額

合計　195,000円

県民税	均等割 1,500円	＋	所得割 76,200円	＝	計	77,700円
市町民税	均等割 3,000円	＋	所得割 114,300円	＝	計	117,300円

【参考資料】

〔１〕給与所得額の速算表

収入金額（A）		所得金額	
65万1,000円未満		0円	
65万1,000円以上 ～ 190万円以下		(A)－65万円	
190万円超 ～ 360万円以下		(A)÷4＝(B)（千円未満の端数切捨て）	(B)×2.8－8万円
360万円超 ～ 660万円以下			(B)×3.2－44万円
660万円超 ～ 850万円以下		(A)×0.9－110万円	
850万円超		(A)－195万円	

注）下記に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除額が控除されます
１．給与等の収入金額が850万円を超え、以下のいずれかに該当する場合。
・年齢23歳未満の扶養親族を有する
・特別障害者に該当する
・特別障害者である同一生計配偶者・扶養親族を有する
所得金額調整控除額＝｛給与収入金額（1,000万円を超える場合は1,000万円を限度）－850万円｝×10%
２．給与所得額及び公的年金等所得額があり、その合計額が10万円を超える場合
所得金額調整控除額＝給与所得額（10万円を超える場合は10万円を限度）＋公的年金等所得額（10万円を超える場合は10万円を限度）－10万円

〔２〕公的年金等所得額の速算表

受給者の年齢 ※R8.1.1現在	収入金額（A）	公的年金等収入以外の所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満の方（S36.1.2以後生）	40万円以下	0円		
	40万円超～ 50万円以下	0円		(A)−40万円
	50万円超～ 60万円以下	0円	(A)−50万円	(A)−40万円
	60万円超～ 130万円未満	(A)−60万円	(A)−50万円	(A)−40万円
	130万円以上～ 410万円未満	(A)×75%−27万5,000円	(A)×75%−17万5,000円	(A)×75%−7万5,000円
	410万円以上～ 770万円未満	(A)×85%−68万5,000円	(A)×85%−58万5,000円	(A)×85%−48万5,000円
	770万円以上～1,000万円未満	(A)×95%−145万5,000円	(A)×95%−135万5,000円	(A)×95%−125万5,000円
	1,000万円以上	(A)−195万5,000円	(A)−185万5,000円	(A)−175万5,000円
65歳以上の方（S36.1.1以前生）	90万円以下	0円		
	90万円超～ 100万円以下	0円		(A)−90万円
	100万円超～ 110万円以下	0円	(A)−100万円	(A)−90万円
	110万円超～ 330万円未満	(A)−110万円	(A)−100万円	(A)−90万円
	330万円以上～ 410万円未満	(A)×75%−27万5,000円	(A)×75%−17万5,000円	(A)×75%−7万5,000円
	410万円以上～ 770万円未満	(A)×85%−68万5,000円	(A)×85%−58万5,000円	(A)×85%−48万5,000円
	770万円以上～1,000万円未満	(A)×95%−145万5,000円	(A)×95%−135万5,000円	(A)×95%−125万5,000円
	1,000万円以上	(A)−195万5,000円	(A)−185万5,000円	(A)−175万5,000円

注）公的年金等とは、国民年金、厚生年金、恩給等をいいます。

〔３〕調整控除

所得税と県・市町民税とでは、人的控除（基礎控除や扶養控除など）の額の差により課税所得金額が異なるため、税源移譲後に負担額が増とならないように、個々の人的控除の適用状況に応じて、所得割額から一定の額を控除する調整控除が設けられています。

課税所得金額が200万円以下の場合	次の1、2のいずれか少ない額の5%（県2%、市町3%）を控除 １．人的控除額の差（P9参照）の合計額 ２．課税所得金額
課税所得金額が200万円超の場合	｛人的控除額の差の合計額－(課税所得金額－200万円)｝の5%（県2%、市町3%）を控除 ※この金額が2,500円未満の場合は2,500円（県民税1,000円、市町民税1,500円)を控除

注）合計所得金額が2,500万円を超える場合は、調整控除は適用されません。

〔４〕税額控除

配当控除、寄附金税額控除(P14参照)、住宅借入金等特別税額控除、外国税額控除があります。

〔５〕所得控除

項　目	控　除　額
雑損控除	次のいずれか多い額 ①(損失額－保険等により補てんされた額)－総所得金額等×1/10 ②災害関連支出の金額－5万円
医療費控除	医療費－〔保険等により補てんされた額〕－〔10万円または総所得金額等の５％のいずれか低い額〕　〔限度額　200万円〕 ※医療費控除の特例（セルフメディケーション税制） 平成30年度から、健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取り組みを行う方が、特定一般用医薬品（スイッチOTC医薬品）を購入した場合に、前年中に支払った合計額が12,000円を超える部分の額（上限88,000円）について、医療費控除の適用を受けることができます。（従来の医療費控除と併せて受けることはできません。）
社会保険料控除	支払った金額
小規模企業共済等掛金控除	支払った金額
生命保険料控除	①H24年1月1日以後加入 支払った生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料（新契約）のそれぞれが 12,000円以下：全額 12,000円超～32,000円以下：支払保険料×1/2＋ 6,000円 32,000円超～56,000円以下：支払保険料×1/4＋14,000円 56,000円超：28,000円 ※控除の合計限度額は70,000円
	②H23年12月31日以前加入 支払った生命保険料・個人年金保険料（旧契約）のそれぞれが 15,000円以下：全額 15,000円超～40,000円以下：支払保険料×1/2＋ 7,500円 40,000円超～70,000円以下：支払保険料×1/4＋17,500円 70,000円超：35,000円 ※控除の合計限度額は70,000円
	①と②とを支払った場合、①＋②（上限28,000円）と②のいずれか大きい額をそれぞれ①と②により計算した金額の合計額　〔限度額　70,000円〕
地震保険料控除	①地震保険料のみの場合 支払った保険料が 50,000円以下：支払った金額の1/2 50,000円超：25,000円
	②旧長期損害保険料（平成18年末までに締結したもの）のみの場合 支払った保険料が 5,000円以下：支払った金額 5,000円超～15,000円以下：支払った金額×1/2＋2,500円 15,000円超：10,000円
	①と②とを支払った場合 それぞれ①と②より計算した金額の合計額　〔限度額　25,000円〕
障害者控除	障害者　26万円〈 1万円〉 特別障害者　30万円〈10万円〉 同居特別障害者　53万円〈22万円〉
寡婦控除(注1)	前年の合計所得金額500万以下・・・26万円＜1万円＞
ひとり親控除(注1)	前年の合計所得金額500万以下・・・30万円＜父：1万円、母：5万円＞
勤労学生控除	26万円<1万円>
配偶者控除(注2)	控除対象配偶者……33万円＜ 5万円＞ 70歳以上の控除対象配偶者……38万円<10万円>
配偶者特別控除(注2)	最高33万円<最高5万円>
扶養控除	一般の扶養親族（16歳以上19歳未満、23歳以上70歳未満）……33万円＜ 5万円＞ 19歳以上23歳未満の扶養親族……45万円<18万円> 70歳以上の扶養親族……38万円<10万円> 70歳以上の同居老親等……45万円<13万円>
特定親族特別控除	最高45万円<最高18万円>
基礎控除	合計所得金額が 2,400万円以下・・・・・・・・・43万円＜5万円＞ 2,400万円超2,450万円以下・・・29万円＜5万円＞（注3） 2,450万円超2,500万円以下・・・15万円＜5万円＞（注3） 2,500万円超・・・・・・・・・・適用なし

※＜　＞の金額は所得税との人的控除額の差額です。

（注1）　住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある場合には、控除の対象外となります。

（注2）　配偶者控除額及び配偶者特別控除額一覧表
配偶者及び納税者本人の所得に応じて、控除額が逓減・消失する仕組みが設けられています。

（注3）　調整控除の算出等に用いる金額であり、所得税の所得控除額との実際の差額とは一致しません。

配偶者の合計所得金額 →　（単位：万円）

納税者本人の合計所得金額	配偶者控除 48以下 70歳未満	配偶者控除 48以下 70歳以上	配偶者特別控除 ～95以下	～100以下	～105以下	～110以下	～115以下	～120以下	～125以下	～130以下	～133以下	133超
900以下	33	38	33	33	31	26	21	16	11	6	3	—
～950以下	22	26	22	22	21	18	14	11	8	4	2	—
～1,000以下	11	13	11	11	11	9	7	6	4	2	1	—
1,000超	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

個人県民税（県民税配当割）

上場株式等の配当等について課税されます。

●納める人

県内に住所があり、株式会社等から上場株式等の配当等の支払いを受ける個人

●納める額

上場株式等の配当等の額×5%

〔この他に所得税及び復興特別所得税（国税）が15.315%の税率でかかります。〕

～配当等とは～

一定の上場株式等の配当等のほかに、公募公社債投資信託以外の公募証券投資信託の配当、国外公社債投資信託以外の国外公募証券投資信託の配当等、特定投資法人の投資口の配当等があります。（平成28年1月1日以後に支払いを受けるべき特定公社債等の利子等は、配当割の課税対象となりました。特定公社債とは、国債、地方債、外国国債、外国地方債、公募公社債等です。また、平成28年1月1日以後に支払いを受けるべき特定口座外の割引債の償還差益が、配当割の課税対象に加わりました。）

●申告と納税

株式会社等が配当等の支払いをする際に徴収し、毎月分をまとめて、翌月10日までに県に申告して納めます。

ただし、平成22年1月1日以降に源泉徴収選択口座内で受け入れる上場株式の配当などについては、当該口座内の上場株式等の譲渡損失の金額と損益通算が可能となるため、支払いを受けるべき日の属する年の1月1日時点の住所地の都道府県に、原則として徴収の翌年の1月10日までに納入することとなります。（この場合の特別徴収義務者は当該口座が開設された証券会社等となります。）

●市町への交付

県に納入された配当割額のうち、59.4%は県内の市町に対し交付されます。

※上記により県民税及び所得税が徴収された場合には、住民税の申告書及び所得税の確定申告書の提出は要しません。

〔申告を行えば、総合課税（配当控除の適用あり）の選択もできます。〕

なお、上記以外の配当については、申告書の提出が必要です。

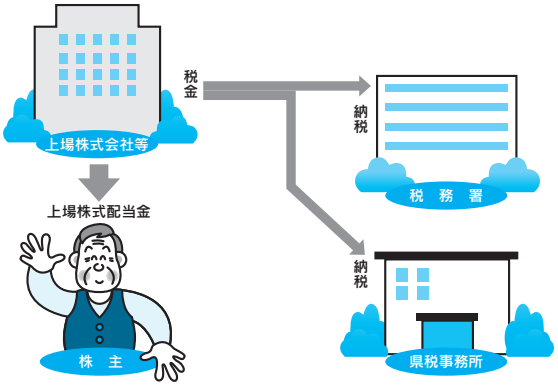

個人県民税（県民税株式等譲渡所得割）

特定口座（源泉徴収ありを選択したものに限る）内の上場株式等の譲渡益について課税されます。

●納める人

県内に住所があり、証券会社等に特定口座（源泉徴収ありを選択したものに限る）を開設し、上場株式等の譲渡益の支払いを受ける個人

●納める額

特定口座（源泉徴収ありを選択したもの）における上場株式等の譲渡益の額×5%

〔この他に所得税及び復興特別所得税（国税）が15.315%の税率でかかります。〕

※平成28年1月1日以後の源泉徴収口座内の特定公社債等の譲渡に係る譲渡所得等と割引債の償還差益が、株式等譲渡所得割の課税対象に加わります。特定公社債等とは、国債、地方債、外国国債、外国地方債、公募公社債等です。

●申告と納税

証券会社等が上場株式等の譲渡益の支払いをする際に徴収し、年間分を一括して翌年1月10日までに県に申告して納めます。

●市町への交付

県に納入された株式等譲渡所得割額のうち59.4%は県内の市町に対し交付されます。

※上記により県民税及び所得税が徴収された場合には、住民税の申告書及び所得税の確定申告書の提出は要しません。

（他の特定口座や一般保護預り口座との損益通算、損失の繰越をする場合には、確定申告が必要です。）

なお、上記以外の株式等譲渡益については、申告書の提出が必要です。

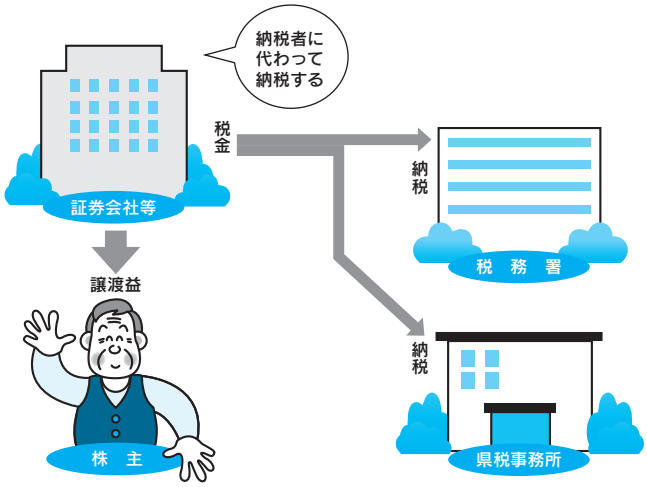

法人県民税

佐賀県内に事務所や事業所などがある法人に対して課される税金です。法人県民税には、資本金等の額に応じて課される「均等割」と法人税額に応じて課される「法人税割」とがあります。

●納める人

区分			均等割	法人税割
県内に事務所などがある法人			○	○
県内に事務所などはないが、寮・宿泊所・クラブなどをもっている法人			○	—
県内に事務所か寮などをもっている人格のない社団または財団で、代表者もしくは管理人の定めがあるもの			—	—
	収益事業を行う場合		○	○
公益社団法人、公益財団法人	収益事業を行う場合		○	○
	上記以外		○ ※	—
一般社団法人、一般財団法人	非営利性が徹底された法人 共益的活動を目的とする法人	収益事業を行わない場合	○ ※	—
		収益事業を行う場合	○	○
	上記以外		○	○

※一部社団・財団については減免あり

●納める額

	区分 ＼ 事業年度の開始時期		令和元年10月1日以後
均等割	資本金等の額が50億円を超える法人		年額840,000円
	資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人		年額567,000円
	資本金等の額が１億円を超え10億円以下の法人		年額136,500円
	資本金等の額が1,000万円を超え１億円以下の法人		年額 52,500円
	上記以外の法人等（均等割を課すことができない公共、公益法人を除く）		年額 21,000円
法人税割	資本金額や出資金額が１億円を超える法人と保険業法に規定する相互会社		法人税額×1.8%
	資本金額や出資金額が１億円以下の法人など	法人税額が年1,000万円を超える法人	法人税額×1.8%
		法人税額が年1,000万円以下の法人	法人税額×1.0%

※均等割に係る資本金等の額については、『資本金等の額（無償増減資等を加減算した額）』と『資本金に資本準備金を加算した額』を比較し、いずれか多い額を資本金等の額とします。
※上記に記載されている均等割税額については、佐賀県森林環境税分を含んだ税額です。
詳しくは佐賀県森林環境税のページをご覧ください。

●申告と納税

申告の種類	申告と納税の時期
確定申告	事業年度終了の日（決算の日）の翌日から２ケ月以内 （一定の理由により申告期限は延長される場合があります。）
中間（予定）申告	事業年度開始の日以後６ケ月を経過した日から２ケ月以内

佐賀県森林環境税

森林は水資源を育むだけでなく、土砂崩れを防ぎ、二酸化炭素を吸収して地球温暖化を防止するなど、大切な役割を果たしています。

大切な森林を守り育てていく財源として、平成20年4月1日から、県民のみなさまに広く等しくご負担していただく「佐賀県森林環境税」を導入しました。佐賀県森林環境税を活用した取り組みについては佐賀県HPでご紹介しています。

佐賀県森林環境税　検索

●納める人（県民税均等割の納税義務者（P５参照）と同じです。）

○個人（その年の1月1日現在で）

・県内に住所がある人

・県内に住所はないが、事務所、事業所または家屋敷を持っている人

＊非課税となる人

①生活保護法の規定による生活扶助を受けている人

②障害者、未成年者、寡婦またはひとり親で所得が135万円以下の人

③前年の所得金額が市町の条例で定める金額以下の人

○法人

・県内に事務所または事業所がある法人

・県内に事務所などはないが、寮・宿泊所・クラブなどの施設をもっている法人

・県内に事務所か寮などをもっている人格のない社団または財団で、代表者もしくは管理人の定めがあるもの（収益事業を行う（廃止したものを含む）もの）

●納める額

○個人　年額500円（個人県民税均等割額1,000円に加算、合計額1,500円）

○法人　資本金等の額の区分により加算されます。

資本金等の額	均等割額	佐賀県森林環境税額	合計額
50億円を超える法人	800,000円	40,000円	840,000円
10億円を超え50億円以下の法人	540,000円	27,000円	567,000円
1億円を超え10億円以下の法人	130,000円	6,500円	136,500円
1千万円を超え1億円以下の法人	50,000円	2,500円	52,500円
上記以外の法人	20,000円	1,000円	21,000円

●申告と納税

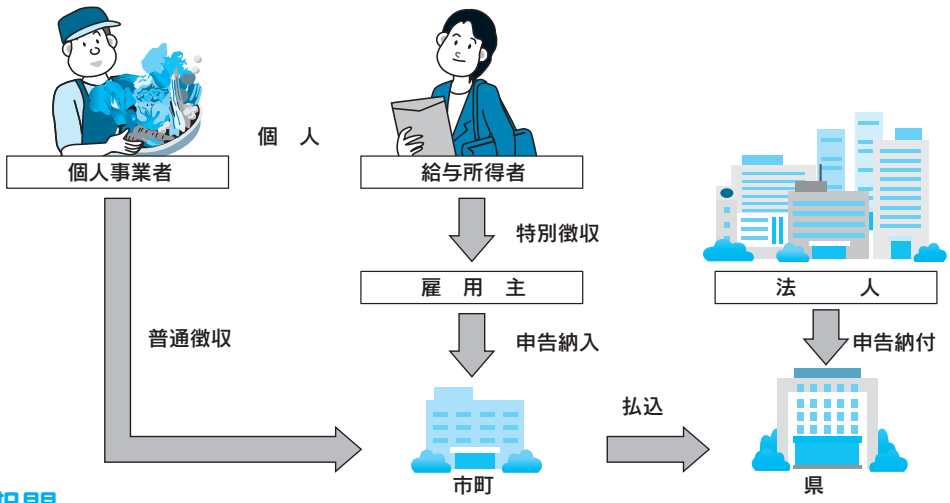

●課税期間

5年間（5年後に効果などを検証し、必要に応じて制度を見直します。）

○個人　令和5年度～令和9年度

○法人　令和5年4月1日～令和9年3月31日の間に開始する各事業年度分

個人県民税の寄附金税額控除

寄附をされた方は、寄附をした翌年の個人県民税の寄附金税額控除を受けることができます。

●税額控除の対象となるのは…

・次に掲げる寄附金を支出した場合

①都道府県または市区町村に対する寄附金（下記「特例控除」）

②佐賀県共同募金会または日本赤十字社佐賀県支部に対する寄附金

③所得税の寄附金控除の対象となる寄附金のうち、次に掲げる寄附金または金銭

イ　県内に事業所を有する法人または団体に対する寄附金（県内事業所で収納されたもの）

ロ　知事または教育委員会所管の公益信託に対して支出した金銭

ハ　イ及びロのほか、特に県民の福祉の増進に寄与するものとして知事が指定した寄附金または金銭

・寄附をされた年の翌年1月1日に佐賀県に住所を有する方

●基本控除

次の式で算出される額が個人県民税の税額控除（基本控除）となります。

｛（支払った寄付の額）または（総所得金額×30%）のいずれか低い額－2,000円｝×4%

●特例控除（※1）

都道府県または市区町村に対する寄附金（いわゆる「ふるさと納税」）

都道府県または市区町村に対する寄附金については、上記の税額控除に加えて次の金額が税額控除されます。なお、東日本大震災に係る義援金については、被害を受けた県や市町村に対して寄付した場合に加え、募金団体（日本赤十字社等）を経由して県や市町村に寄付した場合も、特例控除が適用されます。

〈計算方法〉

〔寄附金－2千円〕×〔90%－（0～45%）×1.021〕

（※2）　（寄附者に適用される所得税の限界税率）（※3）

※1：特例控除の額は個人住民税所得割の2割を限度

※2：複数の地方公共団体に寄附した場合、その合計額

※3：平成26年度から令和20年度については、復興特別所得税を加算した率とする。

●寄附金税額控除の申告

寄附金税額控除の適用を受けるためには、お住まいの市町、税務署への申告が必要です。

《確定申告をされる方》

確定申告をされる際に『寄附金受領証明書』を確定申告書に添付します。

《市町へ簡易な申告をされる方》

『寄附金受領証明書』（もしくは法人指定の領収書）と『寄附金税額控除申告書』をお住まいの市町の窓口へ提出します。

※確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」により確定申告を行わずに控除を受けることができます。

県民税利子割

県民税利子割は、預貯金の利子等について課税されます。

●納める人

県内に所在する銀行や郵便局などから利子等の支払いを受ける個人

●納める額

支払われた利子等の5%（この他に所得税及び復興特別所得税（国税）が15.315%の税率でかかります。）

～利子等とは～

公社債及び預貯金の利子のほかに懸賞金付預貯金等の懸賞金等、定期積金、金投資口座、一時払養老保険等の金融類似商品の収益も含まれます。（平成28年1月1日以後に支払いを受けるべき特定公社債等の利子等は利子割の課税対象から除外され配当割の課税対象となります。特定公社債とは、国債、地方債、外国国債、外国地方債、公募公社債等です。）

●非課税

次のような非課税制度があります。

（非課税制度を利用する際には、金融機関等で手続きをとってください。）

区　　分	種　類	限度額
母子家庭や身体障害者などにかかる利子等	少額預金非課税制度（マル優）	350万円
	少額公債非課税制度（特別マル優）	350万円
	郵便貯金非課税制度 （平成19年9月30日以前の受入れ）	350万円
勤労者が行う財産形成貯蓄の利子等	財産形成住宅貯蓄 財産形成年金貯蓄	あわせて550万円
非居住者が支払を受ける利子等		
所得税において非課税とされる利子等		

●申告と納税

金融機関等が毎月分をまとめて、翌月10日までに県に申告して納めます。
インターネット銀行等の利用拡大により、あるべき税収帰属地と課税団体との乖離が拡大しており、こうした課題に対応するため、都道府県間で個人に係る所得金額を基準に税収帰属を調整する清算制度が新たに導入されます。

●市町への交付

県に納入された県民税利子割のうち、個人で納められた分の59.4%は、県内の市町に対し交付されます。

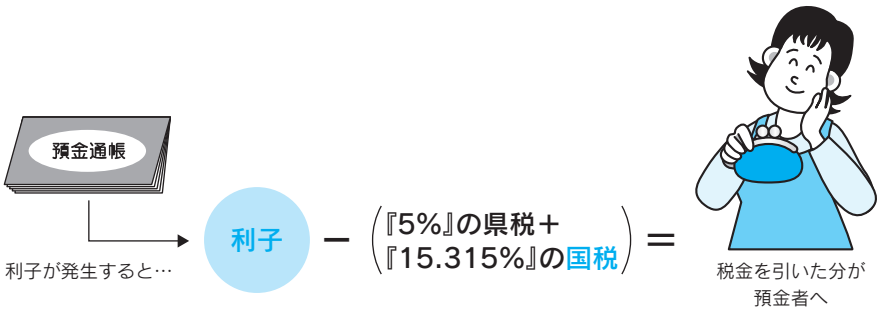

個人事業税

個人の方が営む事業のうち、法律で定められた事業（法定業種）に対してかかる税金です。現在、法定業種は70業種あります。

●納める人

県内に事務所・事業所を設けて、次の事業を行っている人

区分	税率	業種			
第１種事業（37業種）	5%	物品販売業	保険業	金銭貸付業	物品貸付業
		不動産貸付業	製造業	電気供給業	土石採取業
		電気通信事業	運送業	運送取扱業	船舶ていけい場業
		倉庫業	駐車場業	請負業	印刷業
		出版業	写真業	席貸業	旅館業
		料理店業	飲食店業	周旋業	代理業
		仲立業	問屋業	両替業	公衆浴場業（第3種事業以外のもの）
		演劇興行業	遊技場業	遊覧所業	
		商品取引業	不動産売買業	広告業	—
		興信所業	案内業	冠婚葬祭業	—
第２種事業（３業種）	4%	畜産業	水産業	薪炭製造業	
		（本人や同居の親族の年間労働日数が全体の２分の１を超える場合はかかりません）			
第３種事業（30業種）	3%	あん摩・はり・きゅう等の医業に類する事業			装蹄師業
	5%	医業	歯科医業	薬剤師業	獣医業
		弁護士業	司法書士業	行政書士業	公証人業
		弁理士業	税理士業	公認会計士業	計理士業
		社会保険労務士業	コンサルタント業	設計監督者業	不動産鑑定業
		デザイン業	諸芸師匠業	理容業	美容業
		クリーニング業	公衆浴場業（銭湯）	歯科衛生士業	歯科技工士業
		測量士業	土地家屋調査士業	海事代理士業	印刷製版業

●税額の計算方法

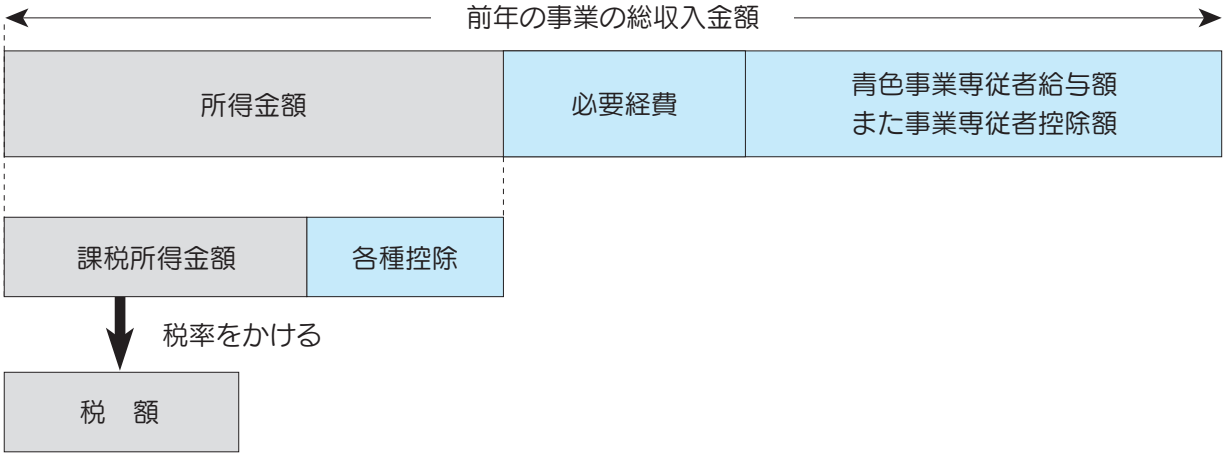

●各種の控除

1．事業主控除　年290万円

2．損失の繰越控除（青色申告者に限ります。）

事業の損失は、その生じた翌年から３年間にわたって控除できます。

3．被災事業用資産の損失の繰越控除

２に該当しない人（白色申告者）でも、事業所得の損失のうち震災・風水害・火災などの災害により事業用資産に損害を受けた部分については、損失の生じた年の翌年から３年間にわたって控除できます。

4．事業用資産の譲渡損失控除と譲渡損失の繰越控除

事業に使っていた機械・工具・車両などを譲渡したために生じた損失額についても、事業による所得の計算上控除することができます。

なお、青色申告者については、控除しきれなかった場合には、翌年から３年間にわたって控除できます。

※青色申告者：不動産・事業・山林所得のある者で税務官署の承認を受けた者

●申告と納税

1．申　告

①毎年３月15日までに前年の所得を県税事務所に申告してください。

②年の中途に事業をやめた人は、やめた日から１ヶ月以内（死亡により事業をやめたときは４ヶ月以内）に申告してください。

③所得税の確定申告書や、県民税・市町民税の申告書を提出された場合には、個人事業税の申告書を提出する必要はありません。

この場合には、所得税の確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」の欄や、県・市町民税の申告書の欄の該当事項を必ず記入してください。

2．納　税

県税事務所から送付される納税通知書によって８月、11月の２回に分けて県に納めます。ただし、税額が１万円以下の人は８月に全額納めます。

法人事業税

●納める人

・県内に事業所などを設けて事業を行っている法人
・法人でない社団か財団で代表者または管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行っているもの

●納める額

法人の種類		所得等の区分		事業年度の開始時期 平成27年4月1日～平成28年3月31日	平成28年4月1日～令和元年9月30日	令和元年10月1日～令和2年3月31日	令和2年4月1日～令和4年3月31日	令和4年4月1日以後
所得を課税の基礎とするもの	外形標準課税対象法人（普通法人のうち資本金の額または出資金の額１億円を超える法人など）	所得割	年400万円以下の所得	1.6%	0.3%	0.4%		1.0%
			年400万円を超え800万円以下の所得	2.3%	0.5%	0.7%		
			年800万円を超える所得または軽減税率不適用法人または清算所得	3.1%	0.7%	1.0%		
		付加価値割		0.72%	1.2%			
		資本割		0.3%	0.5%			
	普通法人（上記以外）	所得割	年400万円以下の所得	3.4%		3.5%		
			年400万円を超え800万円以下の所得	5.1%		5.3%		
			年800万円を超える所得または軽減税率不適用法人または清算所得	6.7%		7.0%		
	特別法人（農業協同組合、信用金庫、医療法人など）	所得割	年400万円以下の所得	3.4%		3.5%		
			年400万円を超える所得または軽減税率不適用法人または清算所得	4.6%		4.9%		
収入を課税の基礎とするもの	電気供給業（発電・小売事業に係るもの）のうち資本金の額または出資金の額１億円を超える法人	収入割		0.9%		1.0%	0.75%	
		付加価値割					0.37%	
		資本割					0.15%	
	電気供給業（発電・小売事業に係るもの）のうち資本金の額または出資金の額１億円以下の法人	収入割		0.9%		1.0%	0.75%	
		所得割					1.85%	
	ガス製造業者が行う特定ガス供給業	収入割						0.48%
		付加価値割						0.77%
		資本割						0.32%
	上記以外の電気供給業、導管ガス供給業、保険業及び貿易保険業を行う法人	収入割		0.9%		1.0%		

（注1）　軽減税率不適用法人とは、3以上の都道府県に事務所等を設けて事業を行っている法人で、資本金の額や出資金の額が1,000万円以上の法人です。
（注2）　貿易保険業を行う法人の収入金額に対する課税は、平成29年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。
（注3）　ガス供給業のうち特定ガス供給業及び導管ガス供給業以外のものについては、他の一般の事業と同様の税率が適用されます。
（注4）　当分の間、全事業年度に外形標準課税の対象であった法人で、当該事業年度に資本金1億円以下で資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象となります。
※令和7年4月1日以後開始事業年度から適用

●申告と納税

申告の種類	申告と納税の時期
確定申告	事業年度終了の日（決算の日）の翌日から２ケ月以内 （一定の理由により申告期限は延長される場合があります。）
中間（予定）申告	事業年度開始の日以後６ケ月を経過した日から２ケ月以内

特別法人事業税及び地方法人特別税

特別法人事業税（国税）は、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

地方法人特別税（国税）は、平成20年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度に適用されます。

●納める人

法人事業税（所得割又は収入割）を納める人

●納める額

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="3">法人の種類</th><th rowspan="3">課税標準</th><th colspan="5">事業年度の開始時期</th></tr>
<tr><th colspan="3">特別法人事業税</th><th colspan="2">地方法人特別税</th></tr>
<tr><th>令和元年10月1日
～
令和2年3月31日</th><th>令和2年4月1日
～
令和4年3月31日</th><th>令和4年4月1日
～
以後</th><th>平成27年4月1日
～
平成28年3月31日</th><th>平成28年4月1日
～
令和元年9月30日</th></tr>
<tr><td rowspan="3">所得課税</td><td>外形標準課税対象法人</td><td>所得割額</td><td colspan="3">260%</td><td>93.5%</td><td>414.2%</td></tr>
<tr><td>普通法人（外形標準課税対象法人以外）</td><td>所得割額</td><td colspan="3">37%</td><td colspan="2">43.2%</td></tr>
<tr><td>特別法人</td><td>所得割額</td><td colspan="3">34.5%</td><td colspan="2">43.2%</td></tr>
<tr><td rowspan="3">収入課税</td><td>電気供給業（発電・小売事業に係るもの）</td><td>収入割額</td><td colspan="2">30%</td><td>40%</td><td colspan="2">43.2%</td></tr>
<tr><td>特定ガス供給業</td><td>収入割額</td><td colspan="2"></td><td>62.5%</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>上記以外の電気供給業、導管ガス供給業、保険業及び貿易保険業を行う法人</td><td>収入割額</td><td colspan="3">30%</td><td colspan="2">43.2%</td></tr>
</table>

●申告と納税

特別法人事業税及び地方法人特別税は、法人事業税と併せて県に申告して納めます。

不動産取得税

土地や家屋を購入したり、家屋を新築したりして不動産を取得した場合に、この不動産の取得に対して課される税金です。

●納める人

土地や家屋を売買・交換・建築（新築・増築・改築）などにより取得した人

●納める額

取得不動産／取得時期	土　地	住　宅	住宅以外の家屋
平成18年4月1日から令和9年3月31日までの取得	価格の３％		価格の4％

（注）宅地、宅地比準土地を平成18年1月1日から令和9年3月31日までに取得した場合は、価格の1／2に税率を乗じることとなります。

～不動産の価格～

購入価格や請負価格ではなく、原則として市町の固定資産課税台帳（固定資産税の課税の基礎となる価格を記載した台帳）に登録されている価格をいいます。

家屋の新築、増改築のときのように固定資産課税台帳に価格が登録されていない場合や、特別の事情がある場合において、登録された価格により難い場合には、県が調査して価格を決定します。

～不動産の取得日～

契約内容その他から総合的に判断して、現実に所有権を取得したと認められる日が取得日となり、所有権の取得に関する登記の有無は問いません。

●申告と納税

1．申　告

不動産を取得した人は、取得の日から60日以内に、市町を経由して県税事務所へ申告書を提出しなければなりません。

ただし、不動産登記法第18条の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合は申告不要です。

2．納　税

県税事務所から送付される納税通知書によって県に納めます。

●納税の猶予

次のような場合には、申告により納税が猶予されます。手続きについては最寄りの県税事務所へお尋ねください。

区　　分	猶予期間
土地を取得した人が取得した日から2年以内（平成16年4月1日～令和13年3月31日は3年以内）に、その土地の上に住宅を新築する計画がある場合（下記「1．住宅に関する軽減」を満たす新築住宅に限る。）	2年以内 （平成16年4月1日～令和13年3月31日は3年以内）
土地を取得した人が取得した日から1年以内に、その土地の上に中古住宅を取得する計画がある場合（下記「1．住宅に関する軽減」を満たす中古住宅に限る。）	1年以内
公共事業のため不動産を収用され、譲渡し、または移転補償金を受ける不動産に代わる不動産を収用などの日以前1年以内に取得する場合	

●免税点・非課税（税金がかからない不動産の取得）

1．免税点…取得した不動産の価格が次の金額に満たない場合には、税金がかかりません。
- 土地　……16万円
- 家屋　新築・増築・改築……66万円
　　売買・交換・贈与など…34万円

2．非課税…次のような取得については、税金はかかりません。
- 相続による不動産の取得、法人の合併や一定の要件を満たす分割による不動産の取得
- 土地改良事業、土地区画整理事業の施行に伴う換地の取得

不動産取得税が軽減されます

住宅の取得などに対する不動産取得税については、申請によって税が軽減されます。

1．住宅に関する軽減（不動産の価格からの控除）

<table>
<tr><th>区　分</th><th>要　　件</th><th>控除額</th></tr>
<tr><td>住宅の建築（新築・増築・改築）や建売住宅の購入</td><td>○令和8年4月1日以後に取得した場合
<table>
<tr><th></th><th colspan="2">延床面積下限</th><th rowspan="2">延床面積上　限</th></tr>
<tr><th></th><th>戸建住宅</th><th>戸建以外の住宅</th></tr>
<tr><td>賃貸以外</td><td colspan="2" rowspan="2">40㎡以上</td><td rowspan="2">240㎡以下</td></tr>
<tr><td>賃貸</td></tr>
</table>
○令和8年3月31日以前に取得した場合
<table>
<tr><th></th><th colspan="2">延床面積下限</th><th rowspan="2">延床面積上　限</th></tr>
<tr><th></th><th>戸建住宅</th><th>戸建以外の住宅</th></tr>
<tr><td>賃貸以外</td><td rowspan="2">50㎡以上</td><td>50㎡以上</td><td rowspan="2">240㎡以下</td></tr>
<tr><td>賃貸</td><td>40㎡以上</td></tr>
</table>
・面積要件については増改築の場合は既存部分を含めて判定されます。
・附属家がある場合は、母屋と合算して判定されます。</td><td>1戸につき
1,200万円
（長期優良住宅については、1,300万円）</td></tr>
<tr><td>中古住宅の取　　得</td><td>次のすべてに当てはまるものをいいます。
1　取得した人自らが居住すること。
2　延床面積が40㎡以上240㎡以下
※令和８年３月31日以前に取得した場合は、50㎡以上240㎡以下
3　次のいずれかに該当すること。
（1）昭和57年1月1日以後に新築された住宅
（2）昭和29年7月1日以降から昭和56年12月31日以前に新築された住宅で新耐震基準に適合しているもの。
〔取得の日前2年以内に耐震診断を受けて証明されたものに限る。〕
※新耐震基準に適合していない住宅についても、不動産取得税が軽減される場合があります。
〔取得の日から6ヶ月以内に、耐震改修を行い、新耐震基準の適合について証明を受けたものに限る。〕</td><td>新築年月日
S29.7.1～S38.12.31　100万円
S39.1.1～S47.12.31　150万円
S48.1.1～S50.12.31　230万円
S51.1.1～S56.6.30　350万円
S56.7.1～S60.6.30　420万円
S60.7.1～H1.3.31　450万円
H1.4.1～H9.3.31　1,000万円
H9.4.1～　1,200万円</td></tr>
</table>

2. 住宅用土地に関する軽減

<table>
<tr><th colspan="3">区　分</th><th>要　　件</th><th>軽減される税額</th></tr>
<tr><td rowspan="4">新築住宅に係る分</td><td colspan="2">土地を住宅よりも先または後に取得した場合</td><td>当該土地取得の前1年以内か後2年（平成16年4月1日～令和13年3月31日の期間は3年）以内の新築であること。

※土地取得前1年以内の新築については、土地と建物の取得者が同一であること。</td><td rowspan="4">次のいずれか多い額

①45,000円

②土地の１㎡当たりの固定資産評価額（注）
×
住宅の延床面積の２倍（200㎡が限度）
×
３％

（注）平成18年1月1日～令和9年3月31日までに取得した場合は、固定資産評価額の1/2の額</td></tr>
<tr><td rowspan="2">土地と住宅を同時に取得した場合</td><td>１．自己居住の場合</td><td>建物が未使用であること。</td></tr>
<tr><td>２．自己居住以外の場合</td><td>建物が新築後１年以内の未使用住宅であること。

※土地と建物の取得者が同一であること。
（1、２共通）</td></tr>
<tr><td colspan="2">住宅用土地を供給目的で取得した場合（業者の宅地分譲目的等）</td><td>当該土地取得後２年（平成16年4月1日～令和13年3月31日の期間は３年）以内に土地の供給を受けた者が新築すること。</td></tr>
<tr><td colspan="3">中古住宅に係る分</td><td>当該土地取得の前１年以内か後１年以内（同時取得も含む。）の取得であること。

土地の取得者と建物の取得者が同一であること。</td><td></td></tr>
</table>

（注）上表中の「新築住宅」及び「中古住宅」は、「１．住宅に関する軽減」の要件を満たしている住宅をいいます。

3. 公共事業のため不動産を国または地方公共団体などに譲渡し、その代替不動産を取得した場合についても、課税の特例があります。

地方消費税

地方消費税は、地方分権の推進、地域福祉の充実などのために地方財源の充実を図る必要から県税として創設されたもので、平成９年４月１日から実施されています。

●納める人

・消費税の課税対象となる国内取引を行う個人や法人の事業者〈譲渡割〉

・消費税の課税対象となる外国貨物を保税地域から引き取る者〈貨物割〉

※保税地域とは、関税法により財務大臣が指定し、または税関長が許可した場所で、空港・港などで外国貨物の積卸し、運搬または一時保管ができる場所のことをいいます。

●納める額

区分	軽減税率	標準税率
消費税率	6.24%	7.8%
地方消費税率	1.76% （消費税額の22/78）	2.2% （消費税額の22/78）
合計	8.0%	10.0%

「酒類・外食を除く飲食料品」と「定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞」を対象に、軽減税率制度を実施。

●申告納付、都道府県間清算と市町への交付

・譲渡割については、当分の間、消費税の申告納付と合せて、国（税務署）に申告し納めます。

・貨物割については、消費税の申告納付と合せて、国（税関）に申告し納めます。

・「最終消費地と課税地の不一致」を解消するため、商業統計調査による各都道府県の小売年間販売額等を基準として都道府県間において地方消費税収入額の清算を行います。

・都道府県間清算後の地方消費税収入額の２分の１の額のうち、一般財源分は、県内各市町の人口及び従業者数、社会保障財源分は人口に応じて按分し、各市町に交付されます。

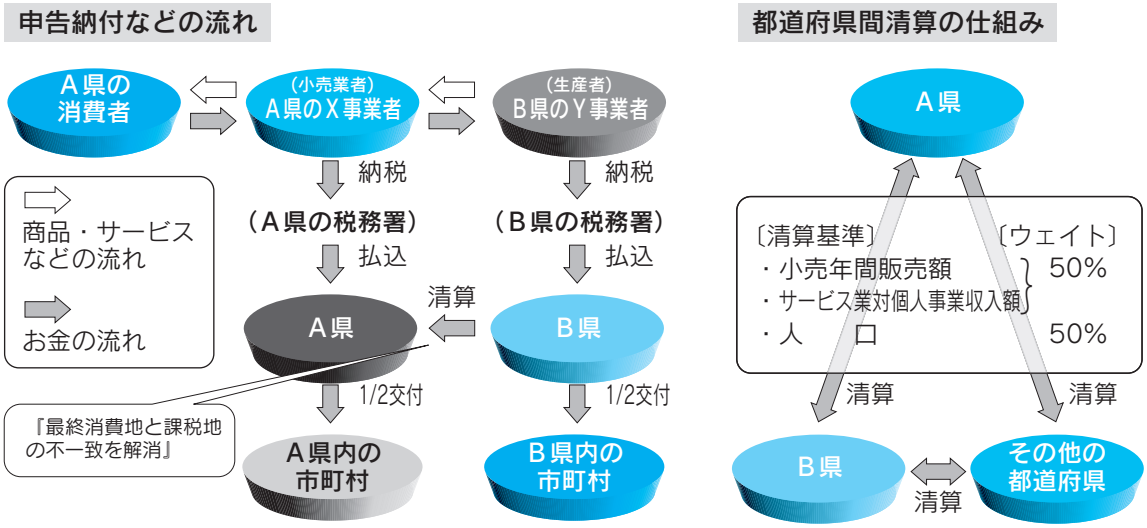

税率引き上げ分の地方消費税収入（市町村交付金分を含む。）については、社会保障４経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとされました。

（注）「社会保障4経費」…制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費

自動車税

自動車税は、自動車の所有者に対して課される税金です。

●納める人

県内で登録された自動車（軽自動車、バイク、小型特殊自動車などは除く）の所有者。

ただし、ローンで購入した場合で、自動車の所有権がまだ売主などにある場合は、買主（使用者）を所有者とみなします。

●納める額

1. 自動車の種類（乗用車、トラック、バスなどの別）や用途（営業用、自家用の別）、排気量などによって年税額（4月1日～翌年3月31日の1年間）が定められています。（P25参照）

2. 自動車税は、毎年4月1日午前0時現在の所有者に課税されますが、年度の中途で抹消登録や新規登録などをした場合は、次のとおり月割りの税額になります。

   ①4月1日以降に抹消登録した場合

   4月から抹消登録した月までの月割税額となります。

   （例）6月に抹消登録した場合…4月～6月の3ヶ月分

   ②新規登録をした場合

   新規登録をした月の翌月から3月までの月割税額となります。

   （例）6月に新規登録した場合…7月～翌年3月の9ヶ月分

●申告と納税

1. 4月1日午前0時現在で自動車を所有している人は、県税事務所から送付される納税通知書によって、5月31日（5月31日が土曜日の場合は6月2日、日曜日の場合は6月1日）までに県に納めていただきます。

2. 4月1日以降に新規登録、移転登録または変更登録をする人は、運輸支局での登録の際に佐賀県税事務所（自動車税課）に申告書（報告書）を提出していただくとともに、月割税額が課税される場合は、あわせて税額を納めていただきます。

自動車税年税額一覧表（主なもの）

〔自家用〕

車種	区分			年税額(円)	軽課	重課	
					75%軽減(円)	10%増(円)	15%増(円)
乗用車	総排気量	1リットル以下		29,500 (25,000)	(6,500)	−	33,900
		1リットル超え1.5リットル以下		34,500 (30,500)	(8,000)	−	39,600
		1.5リットル超え2リットル以下		39,500 (36,000)	(9,000)	−	45,400
		2リットル超え2.5リットル以下		45,000 (43,500)	(11,000)	−	51,700
		2.5リットル超え3リットル以下		51,000 (50,000)	(12,500)	−	58,600
		3リットル超え3.5リットル以下		58,000 (57,000)	(14,500)	−	66,700
		3.5リットル超え4リットル以下		66,500 (65,500)	(16,500)	−	76,400
		4リットル超え4.5リットル以下		76,500 (75,500)	(19,000)	−	87,900
		4.5リットル超え6リットル以下		88,000 (87,000)	(22,000)	−	101,200
		6リットルを超えるもの		111,000 (110,000)	(27,500)	−	127,600
トラック	最大積載量	1トン以下		8,000	(2,000)	8,800	−
		1トンを超え2トン以下		11,500	(3,000)	12,600	−
		2トンを超え3トン以下		16,000	(4,000)	17,600	−
貨客兼用車	1トン以下	総排気量	1リットル以下	13,200	(3,300)	14,500	−
			1リットル超え1.5リットル以下	14,300	(3,600)	15,700	−
			1.5リットルを超えるもの	16,000	(4,000)	17,600	−
	1トン超え2トン以下	総排気量	1リットル以下	16,700	(4,300)	18,300	−
			1リットル超え1.5リットル以下	17,800	(4,600)	19,500	−
			1.5リットルを超えるもの	19,500	(5,000)	21,400	−

〔営業用〕

車種	区分			年税額(円)	軽課		重課	
					75%軽減(円)	50%軽減(円)	10%増(円)	15%増(円)
乗用車	総排気量	1リットル以下		7,500	2,000	4,000	−	8,600
		1リットル超え1.5リットル以下		8,500	2,500	4,500	−	9,700
		1.5リットル超え2リットル以下		9,500	2,500	5,000	−	10,900
		2リットル超え2.5リットル以下		13,800	3,500	7,000	−	15,800
		2.5リットル超え3リットル以下		15,700	4,000	8,000	−	18,000
		3リットル超え3.5リットル以下		17,900	4,500	9,000	−	20,500
		3.5リットル超え4リットル以下		20,500	5,500	10,500	−	23,500
		4リットル超え4.5リットル以下		23,600	6,000	12,000	−	27,100
		4.5リットル超え6リットル以下		27,200	7,000	14,000	−	31,200
		6リットルを超えるもの		40,700	10,500	20,500	−	46,800
トラック	最大積載量	1トン以下		6,500	2,000	3,500	7,100	−
		1トンを超え2トン以下		9,000	2,500	4,500	9,900	−
		2トンを超え3トン以下		12,000	3,000	6,000	13,200	−
貨客兼用車	1トン以下	総排気量	1リットル以下	10,200	3,000	5,300	11,200	−
			1リットル超え1.5リットル以下	11,200	3,200	5,800	12,300	−
			1.5リットルを超えるもの	12,800	3,600	6,700	14,000	−
	1トン超え2トン以下	総排気量	1リットル以下	12,700	3,500	6,300	14,000	−
			1リットル超え1.5リットル以下	13,700	3,700	6,800	15,100	−
			1.5リットルを超えるもの	15,300	4,100	7,700	16,800	−

(注1) この表の、（　）内の税額については、令和元年10月1日以後に新車新規登録を受けた自家用乗用車に限ります。

(注2) この表は、主な自動車の税額だけを掲載しています。例えば、トラックの中でもけん引車や被けん引車には別の税額が適用されますので注意してください。

(注3) ロータリーエンジン車の場合、「総排気量＝単室容積×ローター数×1.5」とします。
（「単室容積×ローター数」は自動車検査証の「総排気量欄」に記載されている数値です。）

●自動車税のグリーン化特例について

自動車税について、排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減（軽課）し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重く（重課）する特例措置を講じます。

1.環境負荷の小さい自動車（自動車税が軽減される自動車）

取得期間：令和７年４月１日から令和１０年３月３１日

【自家用】

適用対象車	特例割合	軽課対象年度
電気自動車・燃料電池自動車	概ね75％軽減	新車新規登録のあった翌年度（１年間のみ）
天然ガス自動車 （平成21年排出ガス規制からNOx10％低減又は平成30年排出ガス基準適合）		
プラグインハイブリッド車		

【営業用】

適用対象車		特例割合	軽課対象年度
電気自動車・燃料電池自動車		概ね75％軽減	新車新規登録のあった翌年度（１年間のみ）
天然ガス自動車 （平成21年排出ガス規制NOx10％低減又は平成30年排出ガス規制適合）			
プラグインハイブリッド車			
排出ガス基準	燃費性能	特例割合	軽課対象年度
平成17年排出ガス基準75％低減達成 又は 平成30年排出ガス基準50％低減達成	令和12年度燃費基準90％達成かつ令和2年度燃費基準達成	概ね75％軽減	新車新規登録のあった翌年度（１年間のみ）
クリーンディーゼル車 （平成21年排出ガス規制適合 又は 平成30年排出ガス基準適合）	令和12年度燃費基準90％達成かつ令和2年度燃費基準達成	概ね75％軽減	

2.環境負荷の大きい自動車（自動車税が増額される自動車）

適用対象車		税　率
燃料種別	経過年数（新車新規登録された時期）	
ディーゼル車	新車新規登録から11年経過している自動車	税率から概ね15％重課 （抹消登録されるまで適用） ※バス、トラックは税率から概ね10％重課
ガソリン車・LPG車	新車新規登録から13年経過している自動車	

【対象外となる自動車】
電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、ガソリンプラグインハイブリッド自動車、ガソリンハイブリッド自動車、メタノール自動車、一般乗合用バス、被けん引車は除きます。

自動車税についてのQ&A

Q１　最近引っ越しをしたのですが、何か手続きは必要ですか？

Ａ１　現在の住所を管轄する運輸支局で、自動車検査証（車検証）の住所変更登録手続きをしてください。
運輸支局での手続きについては、佐賀運輸支局（050-5540-2082）にお問い合わせください。
すぐにこの手続きができない方は、最寄りの県税事務所にご連絡ください。

Q２　自動車税の納税通知書が届かないのですが、どうしてですか？

Ａ２　自動車税の納税通知書は、毎年4月下旬に郵便でお送りしています。
引っ越しなどで、住所が変わっていませんか？
住民票を移しただけでは、お持ちの自動車の登録住所は変わりませんので、運輸支局で住所変更の登録手続きをする必要があります。

Q３　現在持っていない自動車の納税通知書が届くのはどうしてですか？

Ａ３　自動車税は、毎年４月１日午前０時現在の自動車の所有者の方に課税されます。
４月１日午前０時現在でお持ちでない自動車の納税通知書が届いた場合には、３月までに抹消登録や名義変更の登録手続きがされていない可能性があります。代理人（自動車販売業者など）にこれらの登録手続きを依頼した方は、代理人に手続きを行ったかどうか確認してください。

Q４　年度の途中（４月１日以降）で自動車を売ったり、抹消登録した場合、自動車税はどうなるのですか？

Ａ４　◆　**売った自動車を移転登録した場合は・・・**
４月１日午前０時現在の自動車の所有者・使用者の方に１年間の税額（年税額）が課税されます。したがって、納期限までに年税額をお納めいただくことになります。
新たな所有者へは、翌年度から年税額が課税されます。

◆　**抹消登録した場合は・・・**
４月から抹消登録された月までの月割額となりますので、すでに全額（年税額）を納められている場合は、年税額と月割額との差額が後日還付されます。

～自動車税の還付について～

還付は、抹消登録を行った月の翌月の末に行います。
口座振替で納税をされている方は、引落口座名と納税義務者名が同一の場合、引落口座へ振り込みの手続きを行います。それ以外の方には、「県費送金通知書」を送付しますので、送付された通知書を佐賀銀行本支店へ持参し、還付金を受け取ってください。
受領の際は、本人であることが確認できるものを持参してください。
近隣に佐賀銀行本支店がない県外等にお住いの方には、「記載事項等変更申出・口座振替申出書」を送付します。必要事項をご記入の上、「県費送金通知書」を添えてご提出ください。

Q５　自動車検査証（車検証）の有効期限が過ぎているのに、自動車税が課税されるのはどうしてですか？

Ａ５　自動車税は、車検証の有効期限にかかわらず、自動車の所有に対して課税されるものです。
自動車を使用しない場合は、運輸支局で抹消登録の手続きをしてください。
抹消登録されませんと、いつまでも自動車税が課税されますので、ご注意ください。

身体障害者等に対する自動車税の減免

身体または精神に障害があるため、日常生活を営むにあたり、歩行することが困難である身体障害者、戦傷病者、知的障害者及び精神障害者（以下「身体障害者等」といいます。）の方の日常生活に不可欠な生活手段として使用される自動車について、一定の要件（障害の程度、自動車の名義など）を満たす場合は、申請に基づき自動車税の減免が受けられます。

1　減免の対象となる障害の程度

対象者の障害程度		
障害区分	身体障害者等本人が運転する場合（「本人運転」といいます。）	生計を一にする方が運転する場合（「家族運転」といいます。）及び常時介護する方が運転する場合（「常時介護者運転」といいます。）
視覚障害	1～3級及び4級の1	1～3級及び4級の1
聴覚障害	2～3級	2～3級
平衡機能障害	3級	3級
音声機能障害（注2）	3級（喉頭摘出による音声機能障害に限る）	該当なし
上肢不自由	1～2級	1～2級の1～2（注1）
下肢不自由	1～6級	1～2級及び3級の1（注1）
体幹不自由	1～3級及び5級	1～3級
運動機能障害　上肢機能	1～2級（一上肢のみの場合を除く）	1～2級(一上肢のみの場合を除く)
運動機能障害　移動機能	1～6級	1～3級(一下肢のみの場合を除く)
心臓・腎臓・呼吸器・膀胱又は直腸・小腸機能障害	1級及び3～4級	1級及び3級
免疫機能障害	1～4級	1～3級
肝臓機能障害	1～4級	1～3級
知的障害	療育手帳「A」	
精神障害	精神障害者保健福祉手帳「1級」	

※　戦傷病者手帳をお持ちの方は、県税事務所へお問い合わせください。
（注1）複合障害により身体障害者手帳の等級が上がっている場合は、個々の障害の等級で判定します。
ただし、次の複合障害の場合は、複合の等級で判定します。
上肢不自由と下肢不自由の複合障害で、一上肢上腕1／2欠損（2級の3）または一上肢機能全廃（2級の4）と一下肢大腿1／2欠損（3級の2）または一下肢機能全廃（3級の3）の複合障害により身体障害者手帳の等級が1級の場合は、家族運転、常時介護者運転に該当します。
（注2）言語機能障害及びそしゃく機能障害は含みません。

2　減免自動車の要件

運転区分		自動車の名義	運転者
本人運転	本人所有本人運転	身体障害者等本人	身体障害者等本人
本人運転	家族所有本人運転	身体障害者等と生計を一にする方	
家族運転	本人所有家族運転	身体障害者等本人	身体障害者等と生計を一にする方
家族運転	家族所有家族運転	身体障害者等と生計を一にする方	
常時介護者運転		身体障害者等本人 身体障害者等本人と生計を一にする方（身体障害者等に限る。）	身体障害者等を常時介護する方

※　減免できる自動車は、1人の身体障害者等について1台に限ります（軽自動車を含む。）。

3　減免する額

45,000円（重課対象車は、51,700円。ただし、バス、トラックは49,500円）を上限として減免します。
※上限額を超える差額は納税する必要があります。

4　減免申請期限及び申請窓口

	減免を受けようとする自動車	申請期限	申請窓口
1	年度の中途に所有することとなった自動車	① 運輸支局で自動車を新規登録する日まで ② 登録後（①の申請期限後）の随時	佐賀県税事務所 自動車税課 （佐賀市若楠）
2	賦課期日(4月1日午前０時）現在、自動車を所有し、減免の要件を備えている場合	自動車税の納期限まで	各県税事務所
3	4月1日以降に身体障害者手帳等の交付を受け、減免の要件を満たすこととなった場合 （上記2で申請期限を過ぎた場合を含む。）	毎月末日まで （この場合は、申請の翌月以降分を限度額の月割額を上限として減免します。）	各県税事務所

5　減免申請に必要な書類等

	本人運転	家族運転	常時介護者運転
① **減免申請書**（及び誓約書）	●	●	●
② **身体障害者手帳等**（原本）	●	●	●
③ **運転免許証**（表裏写し可）	●	●	●
④ **自動車検査証**（写し可） ※ 自動車検査証記録事項（写し可）をお持ちの方はご提示ください	●	●	●
⑤ **住民票謄本等** （発行日から３か月以内のもの）	－	－	●
⑥ **誓約書**	－	－	●

※　既に減免を受けている方が買い替えの理由で、減免する自動車を切り替える場合には、上記記載の書類等のほかに、次の書類等が別途必要となります。
　ア　自動車を抹消したとき…減免の適用を受けていた自動車の抹消登録証明書等
　イ　自動車を譲渡（移転登録）したとき…減免の適用を受けていた自動車の移転登録後の自動車検査証（写）等、自動車の譲渡先等が確認できる書類
※　マイナ免許証の場合、申請受付窓口で暗証番号の入力が必要ですので、あらかじめ番号の確認をお願いします。

減免申請の詳細やご不明な点につきましては、最寄りの県税事務所までお問い合わせください。

県たばこ税

県たばこ税は、製造たばこの製造者などが県内の小売業者にたばこを売り渡すときにかかるもので、みなさんが購入されるたばこの代金の中に含まれています。

●納める人

製造たばこの製造者、特定販売業者（輸入業者）、卸売販売業者

●納める額

・紙巻きたばこなど……　1,000本につき　　1,070円

（参考）
市町村たばこ税の税率
・紙巻きたばこなど……1,000本につき　6,552円

※加熱式たばこについては、「重量」と「価格」によって紙巻きたばこの本数に換算していた課税方式が「重量」のみで換算する方式に見直されます。
なお、激変緩和等の観点から令和８年４月１日と令和８年10月１日の２段階で実施されます。

●申告と納税

製造たばこの製造者などが毎月分をまとめて、翌月末日までに県に申告して納めます。

～たばこに含まれている税金は？～

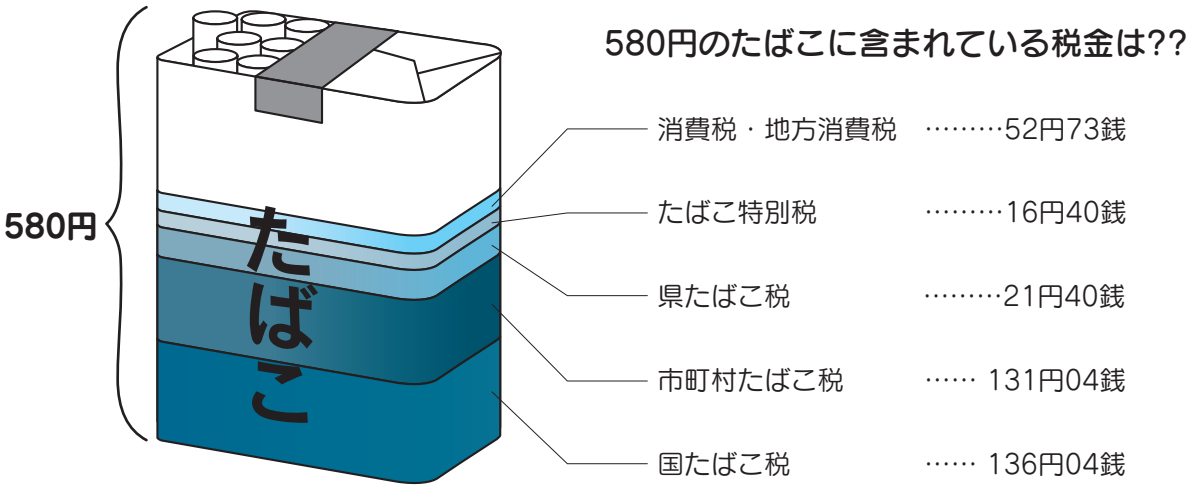

※1箱580円の場合

20本入り、定価580円のたばこ1箱に含まれている税額で、消費税を含む合計額は357円61銭となります。

たばこを県内で購入されると、その税金は佐賀県の収入となり、様々な行政サービスを行う上での貴重な財源となります。たばこは県内で買いましょう！

ゴルフ場利用税

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場を利用したときに課される税金です。

●納める人

ゴルフ場を利用した人（ゴルフ場の経営者が利用した人から料金と一緒に受け取り、県に納めます）。

●納める額

税額は、ホール数や利用料金によって定められています。

級	ホール数	利用料金	税額
1	18以上	10,000円以上	1,200円
2	〃	6,500円以上～10,000円未満	1,100円
3	〃	4,000円以上～ 6,500円未満	950円
4	〃	3,500円以上～ 4,000円未満	800円
5	〃	2,500円以上～ 3,500円未満	650円
6	〃	2,500円未満	500円
	18未満	2,500円以上	
7	〃	1,000円以上～ 2,500円未満	400円
8	〃	1,000円未満	200円

●申告と納税

ゴルフ場の経営者が、毎月分をまとめて翌月10日までに県に申告して納めます。

●非課税

次の方は、ゴルフ場利用税の非課税措置を受けることができます。

① 18歳未満の方
② 70歳以上の方
③ 障害者の方
④ 国民スポーツ大会での利用（公式練習も含む）
⑤ 学校の授業、公認の課外活動での利用
⑥ 国際競技大会での利用（公式練習も含む）

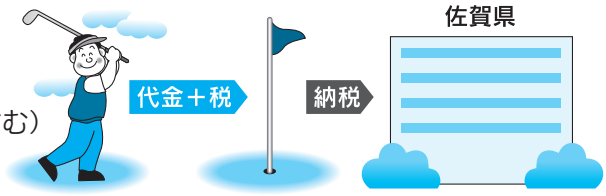

適用を受ける場合にはゴルフ場に対し、①及び②の場合には利用日現在の年齢が確認できる書類を、③の場合は障害者手帳などを提示し、④及び⑤の場合には県教育委員会・学校からの証明書の提出が必要です。

●市町への交付

ゴルフ場の経営者から県へ納められたゴルフ場利用税の70％は、ゴルフ場のある市町に交付されます。

県内のゴルフ場を利用されるときに支払われる税金は、佐賀県の収入となり、様々な行政サービスを行う上での貴重な財源となります。ゴルフ場の施設利用はぜひ県内で！

軽油引取税

軽油引取税は、軽油を購入する場合にかかる税金です。

●納める人

特約業者・元売業者から軽油を購入した人
（特約業者・元売業者が代金と一緒に受け取り、県に納めます。）

元売業者とは
軽油を製造することを業とする者、軽油を輸入することを業とする者または軽油を販売することを業とする者で、総務大臣の指定を受けた者

特約業者とは
元売業者と契約して継続的に軽油の供給を受け、販売することを業とするもので、知事の指定を受けた者

●納める額

※軽油引取税の当分の間税率が令和８年４月１日に廃止されたため、令和８年３月31日までに購入した軽油と令和８年４月１日以降に購入した軽油で税率が異なりますのでご注意ください。

【令和８年３月31日までに購入した分】
１キロリットルにつき32,100円（１リットルにつき32円10銭）

【令和８年４月１日以降に購入した分】
１キロリットルにつき15,000円（１リットルにつき15円）

●申告と納税

特約業者または元売業者が、毎月分をまとめて翌月末日までに県に申告して納めます。

なお、特約業者・元売業者以外の者が軽油の輸入をする場合は、その者が輸入の時までに県に申告して納めます。

●免税（令和9年3月31日まで）

次のような用途に使用される軽油には、免税の手続きを行い、承認を受けたときに限り税金がかかりません。詳しい手続きについては、最寄りの県税事務所にお問い合わせください。

○船舶・鉄道・軌道用車両の動力源
○農業・林業用機械の動力源
○鉱物の採掘事業・廃棄物処理事業・木材加工業・倉庫業・セメント製品製造業などのための一定の用途

※令和7年度から、船舶については、専らレクリエーションの用に供するものは免税の対象外となりました。

※免税制度の延長に伴い、免税軽油使用者証及び免税証の有効期限について、一部通常と異なる取り扱いをしております。不明な点などについては、最寄りの県税事務所にお問い合わせください。

～製造軽油にも軽油引取税がかかります～

・軽油に灯油などを混ぜた混和軽油を販売したり、灯油などを自動車の燃料として販売・消費したときは、その販売や消費をした量について軽油引取税がかかります。
・BDF（バイオディーゼル燃料）と軽油を混ぜた軽油を販売したり、BDFと軽油等などを混ぜた製造油を自動車の燃料として販売・消費したときは、その販売や消費をした量について軽油引取税がかかります。
・また、軽油を製造する場合は、事前に承認を受ける必要があります。

不正軽油の追放

不正軽油を撲滅するため罰則が強化されています。

運　搬　**保　管**　**購　入**　**媒介・あっせん**

不正軽油であることを知りながらこれらを行った者〔不正軽油譲受罪（購入者罰則）〕
「３年以下の懲役、300万円以下の罰金（法人は１億円以下の罰金）」

脱　税

軽油引取税を脱税したら
「１０年以下の懲役、1,000万円以下の罰金（脱税額が1,000万円を超える場合はその相当額）」

製造承認義務違反

製造承認を受けないで軽油を製造したら
「１０年以下の懲役、1,000万円以下の罰金（法人は３億円以下の罰金）」

原材料などの提供

不正軽油の原材料として用いられることを知りながら灯油やＡ重油、薬品を提供したり、不正軽油の製造の用に供されることを知りながら施設などを提供したりした者に対する罰則（供給者罰則）
「７年以下の懲役、700万円以下の罰金（法人は２億円以下の罰金）」
※元売業者等の指定要件に、不正軽油の原材料などを提供した場合を加える。

これらにより不正軽油流通の一連の過程において罰則が厳格化されています。

「佐賀県不正軽油防止対策協議会」を設立しています。

【目的】関係団体及び行政機関が相互に連携、協力し、情報交換及び啓発活動を行うとともに、正常な軽油の流通を促進し、不正軽油の流通防止を図る。

【構成】佐賀県石油商業組合、（公社）佐賀県トラック協会、（一社）佐賀県バス・タクシー協会、佐賀県警察本部生活安全部生活安全企画課、唐津海上保安部、九州運輸局佐賀運輸支局、佐賀県循環型社会推進課・危機管理防災課消防保安室・税政課、佐賀県税事務所

【スローガン】　不正軽油を　「作らせない」「売らない」「買わない」「使わない」

＊＊＊　不正軽油に関する情報をお寄せください　＊＊＊

佐賀県税事務所　TEL０９５２－３０－３１６１
佐賀県 税政課　TEL０９５２－２５－７０２１

産業廃棄物税

産業廃棄物税は、県内の最終処分場や焼却施設に産業廃棄物を搬入した場合に課せられる税金で、循環型社会の実現に向けた環境施策の充実のために使われる目的税です。
（平成17年４月１日より課税）

●納める人

最終処分業者に産業廃棄物の最終処分を委託した場合
焼却処理業者に産業廃棄物の焼却処理を委託した場合
➡ 委託をした排出事業者

※排出事業者とは、事業活動によって廃棄物を排出する者で工場のほか、医療機関、店舗やオフィスなども排出事業者です。なお、建設業の場合は、発注元でなく元請業者が排出事業者です。

自社の産業廃棄物を自社の最終処分場や焼却施設に搬入した場合（自社処分した場合）
➡ その事業者

●納める額

最終処分施設への搬入 ➡ １トン当たり　1,000円
焼却施設への搬入 ➡ １トン当たり　800円

●申告と納税

最終処分業者や焼却処理業者に委託した場合は、委託先の最終処分業者または焼却処理業者が税額をまとめて次の期間までに申告・納入します。また、自社処分した場合はその事業者が次の期間までに直接申告・納付します。

１月１日～ ３月31日分…… ４月末日
４月１日～ ６月30日分…… ７月末日
７月１日～ ９月30日分……10月末日
10月１日～12月31日分…… １月末日

※焼却施設やその他の中間処理施設での処理後の残さが、焼却施設や最終処分場へ搬入される場合は、課税となりますので、排出事業者は、産業廃棄物税相当分を上乗せした処理料金を中間処理業者へ支払うことになります。

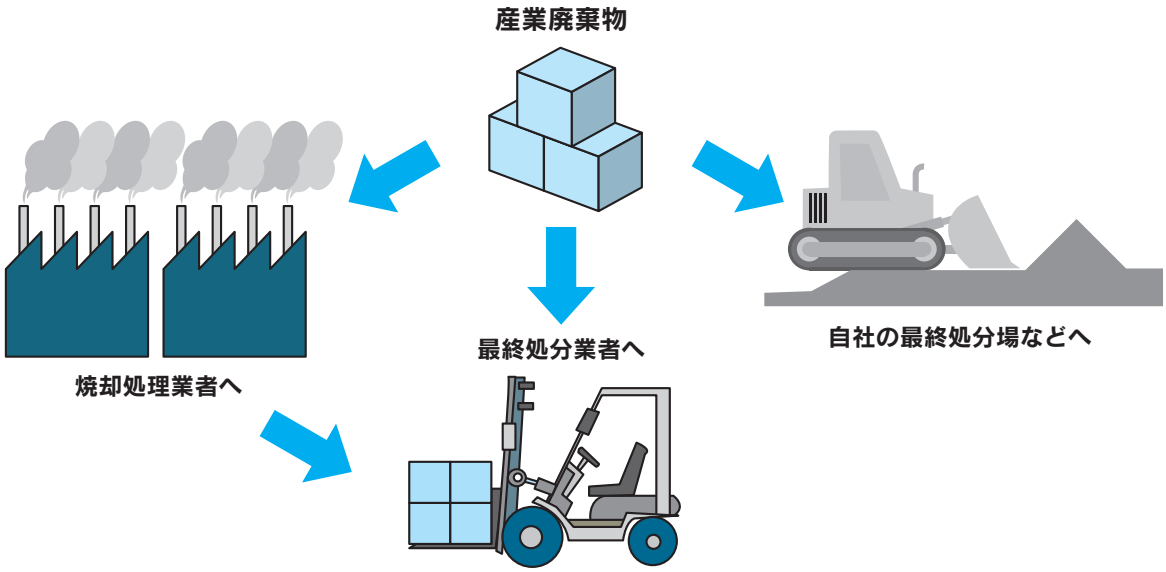

鉱区税

鉱区税は、地下に埋蔵されている鉱物を採掘する権利（鉱業権）を与えられている人に課される税金です。

●納める人

県内に鉱区をもっている鉱業権者

●納める額

鉱区の種類		税　率
石炭、ケイ石、長石などの鉱区	試掘鉱区	面積100アールごとに…年200円
	採掘鉱区	面積100アールごとに…年400円
砂金・砂鉄などの鉱区	ー	面積100アールごとに…年200円

注）年の中途で鉱業権の設定、消滅があった場合には、月割り計算によります。

●申告と納税

1．鉱業権を取得したり住所などを変更したりしたときは、７日以内に申告が必要です。
2．毎年４月１日時点で鉱業権をもっている人は、県税事務所から送付される納税通知書によって、県に５月31日までに納めます。
3．年の中途に鉱業権を取得したときは、県税事務所から指定された日までに県に納めます。

核燃料税

核燃料税は、全国一律に課されている税金ではなく、佐賀県が総務大臣の同意を得て独自に課している税金です。

●納める人

発電用原子炉の設置者

●納める額

1.価額割
発電用原子炉に挿入された核燃料の価額の8.5％
2.出力割
一の課税期間（3ヶ月）ごとに発電用原子炉の熱出力1,000kWにつき、59,000円
※廃止措置計画の認可日の翌月以降は29,500円
3.核燃料物質重量割
4月1日現在において発電用原子炉施設に貯蔵されている使用済核燃料のうち、核燃料として最後に使用した日の翌日から起算して5年を経過したものに係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量1kgにつき、750円

●申告と納税

1.価額割
核燃料挿入の日から起算して2ヶ月（最初の運転開始の場合は3ヶ月）を経過する日の属する月の末日までに県に申告して納めます。
2.出力割
課税期間の末日の翌日から起算して2ヶ月以内に県に申告して納めます。
3.核燃料物質重量割
5月末日までに県に申告して納めます。

固定資産税

固定資産税は、本来市町で課税されますが、大規模な償却資産については、一定限度までは市町が課税し、それを超える部分については県が課税します。

●納める人

大規模償却資産（新設大規模償却資産を含む）の所有者

●納める額

市町が課税することができる一定限度を超える部分の大規模な償却資産の価格の1.4%

●申告と納税

毎年１月１日現在の償却資産（１月末申告）に対して、県税事務所から送付される納税通知書により納付します。

狩猟税

狩猟税は、狩猟者の登録を受ける人に対して課される、鳥獣を保護するために使われる目的税です。

●納める人

狩猟者の登録を受ける人

●納める額

区　　分		税　額
第一種銃猟免許（装薬銃）	県民税の所得割を納める人	16,500円
	県民税の所得割を納めなくてもよい人	11,000円
網猟免許・わな猟免許	県民税の所得割を納める人	8,200円
	県民税の所得割を納めなくてもよい人	5,500円
第二種銃猟免許（空気銃）		5,500円

（注１）放鳥獣猟区でのみ狩猟ができる狩猟者の登録については、狩猟税は４分の１になります。
（注２）放鳥獣猟区でのみ狩猟することを条件に登録を受けた人が、後日放鳥獣猟区以外でも狩猟をするための登録を受ける場合は、狩猟税は４分の３になります。
（注３）過去1年以内に許可捕獲などをした者に係る狩猟者の登録については、狩猟税は2分の1となります。
（注４）過去1年以内に許可捕獲などに従事した者に係る狩猟者の登録については、狩猟税は2分の1となります。
（注５）対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録については、狩猟税は課されません。
（注６）認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者に係る狩猟者の登録については、狩猟税は課されません。
（注７）他県で狩猟を行う場合には、狩猟を行う県ごとに税金がかかります。

●申告と納税

狩猟の登録を受けるときは、狩猟税申告書に税額に相当する「狩猟税証紙」を貼って県に納めます。
なお、「狩猟税証紙」は、一般社団法人佐賀県猟友会で購入してください。
詳しくは、佐賀県税事務所（0952-30-3161）にお問い合わせください。

申告と納税の時期

申告期限と納期は次のとおりです。

区分		申告期限	納期	納める方法
個人県民税	均等割 所得割	給与所得については、給与支払者が給与支払報告書を1月末日までに市町に提出（公的年金のみの者も同様）	給与支払者が、6月から翌年5月まで毎月徴収して翌月10日までに市町に納入	給与支払者が特別徴収して納入
		給与以外の所得者は、3月15日（所得税の確定申告をした人は不要）	一般的には 6月、8月、10月、 翌年1月	普通徴収
	配当割	毎月分を翌月10日	申告期限と同じ	申告納入
	株式等譲渡所得割	毎年分を翌年1月10日	〃	〃
県民税利子割		毎月分を翌月10日	〃	〃
法人県民税		確定申告は、事業年度終了日以後２ヶ月以内	〃	申告納付
個人事業税		3月15日 （所得税の確定申告をした人や個人住民税の申告をした人は不要）	8月、11月（税額が1万円以下の場合は8月のみ）	普通徴収
法人事業税		確定申告は、事業年度終了日以後２ヶ月以内	申告期限と同じ	申告納付
地方消費税	譲渡割	法人事業者…消費税の申告期限と同じ 課税期間の末日（決算の日）の翌日から２ヶ月以内 個人事業者…消費税の申告期限と同じ （翌年３月末日まで）	〃	税務署へ 申告納付
	貨物割	輸入課税物品に対する消費税の申告期限と同じ	〃	税関へ 申告納付
不動産取得税		取得した日から60日以内 （表示に関する登記又は所有権の登記の申請した人は不要）	納税通知書に定めた日	普通徴収
県たばこ税		毎月分を翌月末日	申告期限と同じ	申告納付
ゴルフ場利用税		毎月分を翌月10日	〃	申告納入
自動車税		取得、変更のつど	5月	普通徴収
			新規登録のとき	証紙徴収
鉱区税		取得、消滅または変更の日から7日以内	5月	普通徴収
核燃料税	価額割	核燃料挿入日以後2ヶ月を経過する日の属する月の末日	申告期限と同じ	申告納付
	出力割	課税期間の末日の翌日から起算して2ヶ月以内	〃	〃
	核燃料物質重量割	5月末日	〃	〃
狩猟税		登録を受ける日	〃	証紙徴収
固定資産税		毎年1月1日現在の大規模の償却資産について1月末日までに申告	4月、7月、12月、2月	普通徴収
軽油引取税		毎月分を翌月末日	申告期限と同じ	申告納入（付）
産業廃棄物税		1月1日～ 3月31日分- 4月末日 4月1日～ 6月30日分- 7月末日 7月1日～ 9月30日分-10月末日 10月1日～12月31日分- 1月末日	〃	申告納入（付）

※ 佐賀県森林環境税の申告期限と納期については、個人にあっては個人県民税均等割、法人にあっては法人県民税と同様のため、表中から除いています。
※ 普通徴収とは、県税事務所から送付された納税通知書により納税者が税金を納めることです。
※ 申告納入とは、経営者などが県に代わってお客から税金を受け取り、それを申告し納めることです
※ 申告納付とは、納税者が納めるべき税金を計算し、申告して納めることです。
※ 証紙徴収とは、県が発行した証紙を申告書などに貼って納めることです。

地方税の電子申告・納税

eLTAX(エルタックス)では、インターネットを利用して地方税の申告、納税手続きが行えます。
※ eLTAXは、地方公共団体が共同で運営する地方税の総合窓口システムです。

● 電子申告・納税ができる税目（県税）
法人県民税、法人事業税、特別法人事業税(地方法人特別税)、
県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、
県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、産業廃棄物税

ｅＬＴＡＸを利用するには、一部の手続きを除き、事前の準備（利用届出等）が必要です。
詳しくは、ｅＬＴＡＸホームページをご覧ください。
・ｅＬＴＡＸホームページ　https://www.eltax.lta.go.jp

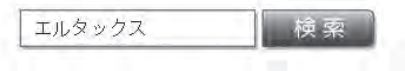

口座振替～確実に納期内に納付できる口座振替を活用しましょう～

口座振替を希望される方は、下記方法にて手続きができます。

●口座振替の申込方法
金融機関窓口にてお申込みいただけます。手続きの際は、預金通帳と届出印を持参してください。
※届出印を必要としない金融機関もございますので、事前に口座振替をご希望の金融機関にお問い合わせください。

●口座振替できる税目
自動車税・個人事業税
ゴルフ場利用税（ゆうちょ銀行以外）・軽油引取税（ゆうちょ銀行以外）

●口座振替ができる金融機関
佐賀銀行・佐賀県信用農業協同組合連合会・みずほ銀行・三井住友銀行
福岡銀行・筑邦銀行・十八親和銀行・西日本シティ銀行・佐賀共栄銀行
長崎銀行・大川信用金庫・唐津信用金庫・佐賀信用金庫・伊万里信用金庫
九州ひぜん信用金庫・佐賀東信用組合・佐賀西信用組合・九州労働金庫
佐賀県医師信用組合・九州信用漁業協同組合連合会・ゆうちょ銀行

キャッシュレス納付

地方税お支払いサイトで納税通知書（納付書）に印字される「地方税統一QRコード（eL-QR）」を読み取るか、「eL番号」を入力することで、クレジットカードやスマートフォン決済アプリ等による納付ができます。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

地方税お支払サイト　検索

●納付方法

①スマートフォンやパソコン等から「地方税お支払サイト」を開く

②トップ画面で「eL-QRでお支払い」または「eL番号でお支払い」を選びクリックする

③納税通知書（納付書）の表面に記載されているQRコード（eL-QR）を読み取るか、eL番号を入力して、納付額を確認する

※利用できるアプリは、「PayPay」、「auPAY」、「ファミペイ」、「d払い」、「楽天ペイ」などです。

【eL-QRとeL番号が印字された納税通知書（納付書）のイメージ】

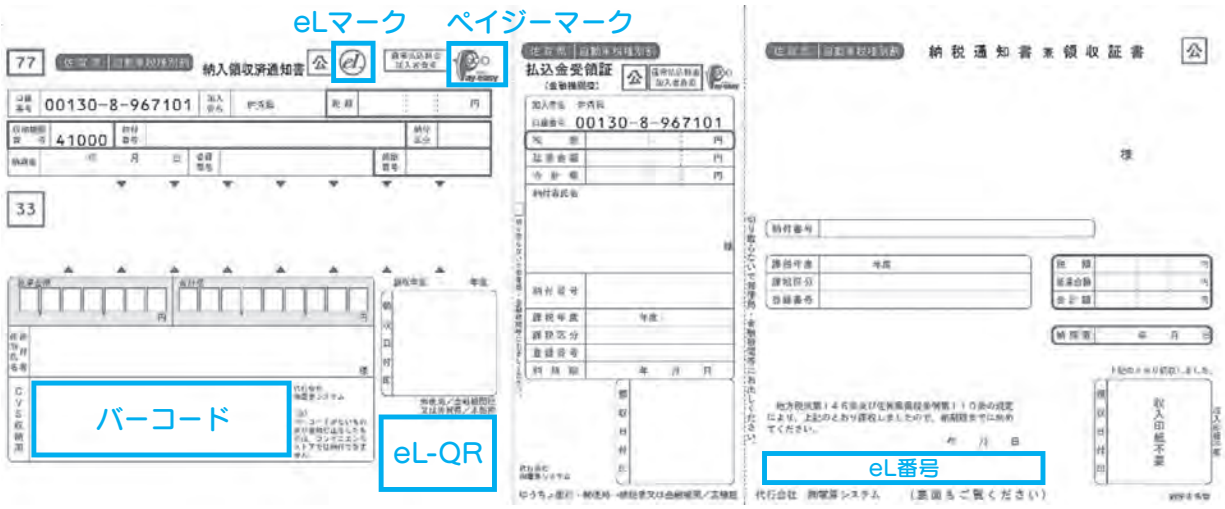

●領収証書の発行について

○　地方税お支払サイトを利用して県税を納付した場合、領収証書は発行されません。

○　支払完了通知メール、アプリの取引履歴等によりご確認ください。

○　領収証書が必要な場合は、コンビニエンスストアや金融機関の窓口で納付してください。現金でのお取り扱いとなります。

納税の猶予

次の場合には、１年以内（事情によっては最長２年まで）の期間に限り、納税の猶予を受けることができます。

１．本人の財産が災害や盗難にあったとき。
２．本人やその家族が病気にかかったり、負傷したりしたとき。
３．事業に大きな損失を受けたり、廃業や休業をしたりしたとき。

※なお、法人事業税、不動産取得税、軽油引取税及び産業廃棄物税については、それぞれ独自の徴収猶予制度があります。

※県税を一時に納付することにより事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがあるときには、申請により換価の猶予が認められる場合があります。

納期限の延長

災害その他やむを得ない事情により、期限までに申告・納税することができないときは、災害などがやんだときから２ヶ月以内に限って期限が延長されます。

税の減免

次の県税については、それぞれの理由に該当する場合には、税金が減額または免除される場合があります。

個人県民税（均等割・所得割）	個人の市町民税が減免された場合
法人県民税	次に掲げる法人などで収益事業を行わない法人
	①公益社団法人及び公益財団法人
	②一般社団法人及び一般財団法人であって、法人税納税地の所管税務署長に非営利性が徹底された法人、あるいは、共益的活動を目的とする法人である旨の届出をした法人
	③地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体
	④特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
個人事業税	生活保護法による生活扶助を受けている場合
	災害による被害を受けた場合
不動産取得税	天災などの災害により、滅失や損壊した不動産に代わる不動産を取得した場合
	取得した不動産がその取得の直後に天災などの災害により滅失や損壊した場合
自動車税（P28、P29も参照してください）	身体障害者等の日常生活における移動のために、身体障害者等本人または当該身体障害者等と生計を一にする家族が所有する自動車を運転する場合（障害の程度などにより制限がありますので、最寄りの県税事務所にお尋ねください。）
	身体障害者等の利用に適した構造の自動車である場合
鉱区税	天災による被害、その他特別な事情がある場合
狩猟税	貧困により生活のため公私の扶助を受けている場合
	天災による被害、その他特別な事情がある場合
産業廃棄物税	天災による被害、その他特別な事情がある場合

延滞金

1．税金を納期限後に納める場合には、納期限の翌日から納税の日までの期間に応じて、延滞金が本税に加算されます。

① 納期限の翌日から1ヶ月を経過するまでの期間…年7.3%
平成26年1月1日以降は、「特例基準割合（短期貸出約定平均金利＋1%）＋1%の率」または「年7.3%」のうち低い方の率となります。
なお、令和8年中（令和8年1月1日から令和8年12月31日まで）は年2.8%となります。
※「特例基準割合」とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。
※令和3年1月1日以降、徴収の猶予等及び法人住民税・法人事業税について納期限の延長の適用を受けた場合の延滞金の割合は、猶予特例基準割合等（「短期貸出約定平均金利＋0.5%」）となります。
※「猶予特例基準割合等」とは、猶予基準割合並びに法人住民税及び法人事業税の納期限の延長の適用を受けた場合の延滞金の特例の基準となる割合をいいます。

② 納期限の翌日から1ヶ月を経過した日から納税の日まで…年14.6%
ただし、平成26年1月1日以降は、「特例基準割合＋7.3%」となります。
なお、令和8年中（令和8年1月1日から令和8年12月31日まで）は年9.1%となります。

（注1） 延滞金の計算の基礎となる税額に、1,000円未満の端数があるときには、これを切り捨て、またはその税額が2,000円未満であるときは、延滞金はかかりません。

（注2） 算出された延滞金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨て、またはその延滞金額の全額が1,000円未満であるときには、延滞金はかかりません。

2．次のような「納税の猶予」などがなされた場合は、その期間中の延滞金について、全額またはその一部が免除されます。

① 災害や病気などによる場合
② 事業の廃止や事業の損失による場合
③ 軽油引取税の売掛金を回収できなかった場合

加算金

県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、県民税利子割、法人事業税、ゴルフ場利用税、県たばこ税、軽油引取税、産業廃棄物税及び核燃料税について、申告を期限までにしなかったり申告税額が実際よりも少なかったりした場合などに徴収されるもので、次の3種類があります。

種　類	内　容		金　額
過少申告加算金	期限内に申告書を提出した場合で、その申告額が実際より少額なため、後日増額の申告をした場合や、増額の更正を受けた場合		増差税額×10%
		上記のうち増差税額が、期限内に申告した税額または50万円のいずれか多い額を超える場合	増差税額×10%＋超えた金額の5%
不申告加算金	申告書を期限後に提出した場合や、申告をしなかった場合　※1		納める税額×15%
		50万円を超える部分　※1	納める税額×20%
	県の調査による更正決定があることを予知しないで期限後に申告した場合　※2		納める税額×5%
重加算金	二重帳簿をつくるなど、故意に税を免れようとした場合	申告書を期限内に提出している場合※1	増差税額×35%
		申告書を期限後に提出している場合 申告していない場合　※1	増差税額×40%

※1　平成29年1月1日以後に申告書の提出期限が到来する地方税については、過去5年以内に不申告加算金または重加算金を課された者が再びこれらを課される場合、10%加算されます。
※2　提出期限内に申告書を提出する意思があったと認められる要件に該当する場合で、かつ、申告書の提出期限から一ヶ月を経過する日までに申告書が提出された場合には、不申告加算金が課されません。

注）令和6年1月1日以降に申告書の提出期限が到来するものについては、納める税額などによってさらに加算される場合があります。

救済制度

●更正の請求

県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、県民税利子割、法人県民税、法人事業税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、産業廃棄物税及び核燃料税の申告書を提出した後に、税額が過大であったことなどを発見したときは、法定納期限から5年以内に限り、その税額を減額するよう更正の請求をすることができます。

●不服の申し立て

県税の課税・徴収の処分などについて不服がある場合には、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、知事に対して審査請求をすることができますが、審査請求書（正副２通）は、なるべく所管の県税事務所（課税・徴収処分を行った県税事務所）を経由して提出してください。

納税証明書

～県税事務所では県税の納税証明書を発行しています～

一般用

●証明書請求の際の様式は･･･？

「県営住宅入居」や「入札参加資格」などの申請の時に必要な場合は、各県税事務所窓口に設置しています。

また、佐賀県のホームページ（https://www.pref.saga.lg.jp）の「電子行政サービス」から入手することができます。（P44参照）

●申請の際の手数料は･･･？

1税目、1年度、1枚あたり350円（ただし、未納がない旨の証明は、証明事項１件あたり350円）です。

●証明書の請求ができる方は･･･？

①証明事項に係る本人　　②本人の代理人

代理の場合は、委任もしくは同意を受けていることが確認できる書類、または法定代理人であることが確認できる書類を持参してください。（例：委任状、代理人選任届、同意書等）

●申請の際の注意事項は･･･？

来所される際は、運転免許証などの本人確認書類をご持参ください。

自動車の継続検査・構造等変更検査用（車検用）

自動車の継続検査または構造等変更検査用の納税証明書は、納税通知書の右片に添付しています。

口座振替で納付された場合は、納税確認後に領収証書と共に「自動車税納税証明書」を郵送しますが、お手元に届くまで若干の期日を要します。納期限から6月上旬に車検を受けられる予定の自動車で「納税証明書」が間に合わない場合には県税事務所にお問い合わせください。

地方税お支払サイトを利用して県税を納付した場合は、車検用の納税証明書は送付されません。近日中に車検を控えているなどのお急ぎの場合は、コンビニエンスストアや金融機関の窓口で納付してください。現金でのお取り扱いとなります。

紛失してしまった場合は、各県税事務所または佐賀県税事務所（自動車税課）〔佐賀運輸支局西隣〕で再交付を受けることができます。

●車検時の納税確認電子化について

自動車の継続検査・構造変更等検査の際、運輸支局において、電子情報で納税状況の確認が行えるようになりました。これにより、納付から一定期間経過している場合は、紙の納税証明書を省略できます。

●証明書請求の際の様式は･･･？

各県税事務所または佐賀県税事務所（自動車税課）で入手することができます。また、佐賀県のホームページ（https://www.pref.saga.lg.jp）の「電子行政サービス」からも入手することができます。（P44参照）

●証明書請求の際の手数料は･･･？

手数料はかかりません。

県税関係の申請書で佐賀県ホームページから入手できるものがあります。

佐賀県のホームページ

佐賀県　検索
https://www.pref.saga.lg.jp/

①「県政情報メニュー」→　②電子行政サービス「電子申請システム」
→　③「目的で探す」→④「くらし・子育て」→⑤「県税」

入手可能な様式

●申請

・納税証明書交付請求書
・自動車税納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）の再交付申請書
・不動産取得税の減額又は還付申請書（公共事業等）
・不動産（土地・家屋）の取得申告書
・住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予申告書
・住宅の新築又は耐震基準適合既存住宅等の用に供する土地に対する不動産取得税の減額又は還付申請書
・申立書（不動産取得税）
・軽油引取税特別徴収義務者登録申請書
・ゴルフ場利用税の非課税利用確認申請書
・申告書の提出期限の延長の処分等の届出書・承認申請書（法人関係税）
・過誤納金還付請求権譲渡通知書（自動車税用）
・産業廃棄物税の納入・納付申告書

●届出

・利子等の支払をする営業所等設置等届出書
・法人設立（設置）届
・法人異動届
・申告書の提出期限の延長の処分等の届出書・承認申請書（法人関係税）
・個人事業税の開業・廃業・休業・変更届

上記以外の申請様式については、以下の手順でダウンロードしてください。
①「くらし・子育てメニュー」→　②「税金・住民手続き・ペット・その他」
→　③「申請様式ダウンロード」

令和8年度地方税制改正のあらまし（県税関係）

1　自動車関係諸税の改正

（1）軽油引取税等の当分の間税率の廃止

○　軽油引取税の当分の間税率を令和8年4月1日に廃止することとなりました。

○　当分の間税率の廃止に係る安定財源確保（約5,000億円）が完成するまでの間、地方の財政運営に支障が生じないよう、地方財政措置において適切に対応がなされることとなりました。

※令和8年度地方特例交付金　軽油引取税：4,297億円　地方揮発油譲与税：296億円

（2）環境性能割の廃止

○　米国関税措置の影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減、簡素化するため、環境性能割を令和8年4月1日に廃止することとなりました。

○　地方税の減収分については、安定財源を確保するために具体的な方策を検討し、それまでの間、国の責任で手当てすることとなりました。※令和８年度地方特例交付金：1,892億円

2　個人県民税の改正

（1）個人住民税の控除等

○　給与所得控除の最低保障額を74万円（現行65万円）に引き上げることとなりました。

※　令和9年度分の個人住民税から適用

（引上げ額9万円のうち、5万円は2年間の時限措置）

○　ひとり親控除の控除額を33万円（現行:30万円）に引き上げることとなりました。

※　令和10年度分の個人住民税から適用

〈非課税ライン（単身者）の場合〉

	改正前		改正後
基本額等	45万円	（変更なし）	45万円
給与所得控除	65万円	→	74万円
計	110万円	9万円	119万円

※ 地方税独自の非課税限度額が適用

（2）ふるさと納税制度の見直し

○　特例控除額について、193万円（給与収入１億円相当）（※1）を上限として新たに設定することとなりました。

※1　438万円を寄附した場合の特例控除額。寄附額に上限はない。

（特例控除額の上限を超えた場合であっても、基本分の控除の適用あり）

※2　令和9年寄附分から適用

給与収入1億円の方が438万円寄附した場合の控除イメージ

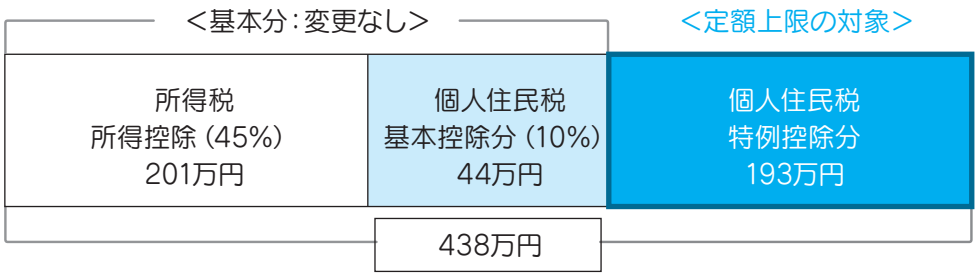

※独身又は夫婦共働き（給与収入のみ、住宅ローン控除等を受けていない方）の場合

○　寄附金活用可能額の割合を60％以上と設定（※3）するとともに、使途を公表することとなりました。

※3　令和8年指定から段階的に適用

（R8：52.5％、R9：55％、R10：57.5％、R11：60％）

○　指定取消期間を3年以内（現行：2年）とするとともに、最大5年前（現行：最大2年前）の違反事案について取消対象とすることとなりました。

※4　令和8年4月1日から施行（一部、同年10月１日施行）

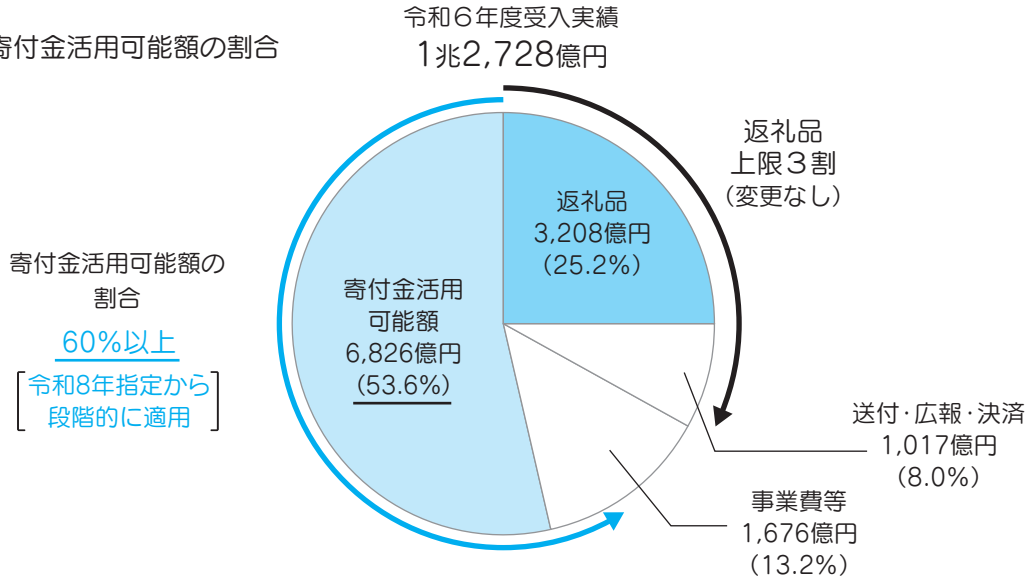

（３）個人県民税利子割に係る清算制度の導入

○　インターネット銀行等の利用拡大を踏まえ、金融機関が口座所在地の都道府県に税を納入する現行の仕組みは維持しつつ、都道府県間で個人に係る所得金額を基準に税収帰属を調整する清算制度を導入しました。

※１　利子割税収（清算後）の６割は県が市町に交付

※２　令和８年度分の利子割から適用

３　主な税負担軽減措置

○　大胆な設備投資の促進に向けた税制（法人県民税・法人事業税）

法人税において大胆な設備投資の促進に向けた税制が創設されることに伴い、法人県民税・法人事業税において法人税に準ずる措置を講じることとしました。

○　重点医師偏在対策支援区域で承継・開業する診療所に係る特例措置の創設（不動産取得税）

重点医師偏在対策支援区域のうち一定の区域において、診療所の用に供する不動産（※）について、課税標準を価格の１／２とする特例措置が創設されました。

※　国の補助を受けて取得した不動産に限る旨を政令で規定

４　物価上昇に合わせた公的制度の基準額･閾値の点検の結果を踏まえた見直し

○　物価指数等の上昇を踏まえ、不動産取得税等の免税点を引き上げることとしました。

※原則令和8年4月1日施行

国税の種類（26種類）

直接税

所得税	個人の1年間の所得に対してかかります。
復興特別所得税	東日本大震災からの復興をはかるため、所得税とは別に平成25年～令和19年までの25年間かかります。
法人税	会社や協同組合などの法人の所得に対してかかります。
相続税	亡くなった人から財産をもらったときにかかります。
贈与税	個人から財産をもらったときにかかります。
地価税	大規模な土地などの所有者に対してかかります。（凍結中）
特別法人事業税	事業を営んでいる法人の所得または収入にかかります。
地方法人税	法人税の額に対してかかります。
森林環境税	国内に住所のある個人に対してかかります。

間接税等

消費税	国内での商品やサービスの売り上げに係る税金で、税率は価格の7.8%です。
酒税	清酒、ビール、ウィスキーなどにかかります。
たばこ税 たばこ特別税	たばこにかかります。
揮発油税 地方揮発油税	ガソリンにかかります。
石油ガス税	自動車燃料の石油ガスにかかります。
石油石炭税	原油、天然ガス、石油製品、石炭などにかかります。
航空機燃料税	航空機燃料に対してかかります。
関税	外国から輸入した貨物にその価格や数量に応じてかかります。
自動車重量税	車検を受ける自動車や、車両番号の指定を受ける軽自動車の重量に応じてかかります。
印紙税	契約書、受取書などを作成するときにかかります。
登録免許税	不動産・船舶・会社などの登記や登録をするときにかかります。
とん税 特別とん税	貿易船が寄港したときにその船長などに船舶の純トン数に応じてかかります。特別とん税は、港所在の市町村に対して譲与されます。
電源開発促進税	発電施設などの設備を促進する費用にあてるため、電力会社の販売電気にかかります。
国際観光旅客税	観光基盤の拡充・強化を図るための財源を確保するため、本邦から出国するときにかかります。

国税のお問い合わせ先

オンラインでらくらく。
e-Tax
国税電子申告・納税システム

国税庁ホームページで
税に関する情報を提供しています。
ぜひご利用ください。

国税庁ホームページアドレス

国税庁　検索

https://www.nta.go.jp/

●佐賀税務署

〒840-8611　佐賀市駅前中央3-3-20
佐賀第二合同庁舎
☎0952-32-7511
担当区域／佐賀市、多久市、小城市

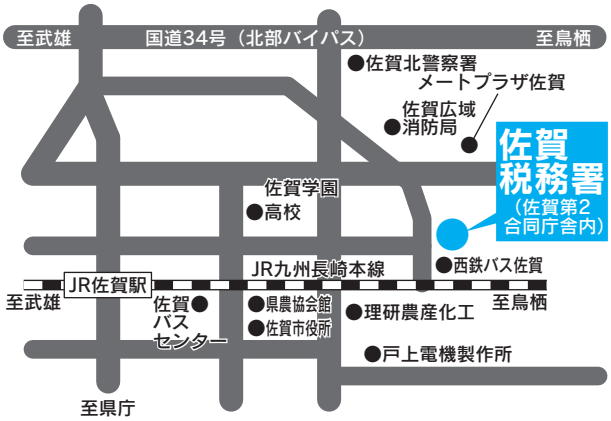

●鳥栖税務署

〒841-8601　鳥栖市秋葉町3-12-2
☎0942-82-2185
担当区域／鳥栖市、神埼市、神埼郡、三養基郡

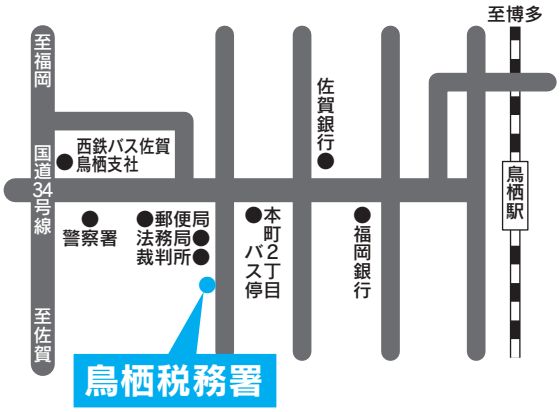

●唐津税務署

〒847-8601　唐津市千代田町2109-46
☎0955-72-3141
担当区域／唐津市、東松浦郡

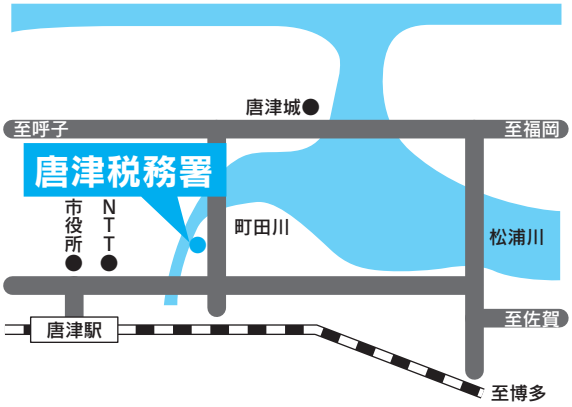

●武雄税務署

〒843-8686　武雄市武雄町大字昭和12-10武雄市役所庁舎5階
☎0954-23-2127
担当区域／武雄市、鹿島市、嬉野市、杵島郡、藤津郡

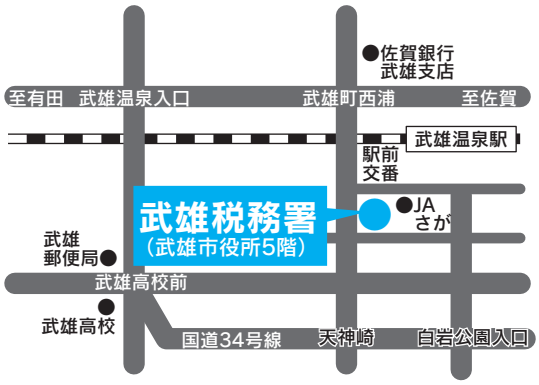

●伊万里税務署

〒848-8601　伊万里市立花町4023-1
☎0955-23-3147
担当区域／伊万里市、西松浦郡

市町村税の種類

普通税

- **直接税**
  - **市町村民税**：市町に住所のある個人や、事業所などのある法人にかかります。
  - **固定資産税**：土地や家屋、償却資産（事業に使う機械など）の所有者にかかります。
  - **軽自動車税**：原動機付自転車や軽自動車などの所有者にかかります。
  - **鉱産税**：鉱物を採掘したときにかかります。
  - **特別土地保有税**：一定規模以上の土地を所有または取得したときにかかります。（※H15年度から課税停止となっています。）
- **間接税**
  - **市町村たばこ税**：製造たばこの製造者、特定販売業者または卸売販売業者が市町の小売業者にたばこを売り渡すときにかかります。

目的税

- **直接税**
  - **都市計画税**：市街化区域内などに所在する土地や家屋にかかります。
  - **国民健康保険税**：国民健康保険の被保険者である世帯主にかかります。
  - **水利地益税**：水利に関する事業などにより特に利益を受ける土地または家屋にかかります。
  - **共同施設税**：共同の作業場、共同倉庫などの施設により特に利益を受ける人にかかります。
  - **宅地開発税**：市街化区域のうち当該市町の条例で定められた区域内で宅地開発を行う人にかかります。
  - **事業所税**：指定都市などにある一定規模以上の事務所・事業所にかかります。
- **間接税**
  - **入湯税**：温泉に入浴したときにかかります。

市町村税のお問い合わせ先

市町名	担当課	電話番号	郵便番号	所在地
佐賀市	市民税課	0952-40-7060,7062～7064(直)	840-8501	佐賀市栄町1-1
	資産税課	0952-40-7070～7073(直)		
	納税課	0952-40-7075～7077(直)		
唐津市	税務課	0955-72-9116～9118(直)	847-8511	唐津市西城内1-1
鳥栖市	〃	0942-85-3587～3590(直)	841-8511	鳥栖市宿町1118
多久市	〃	0952-75-2126,2176,6115(直)	846-8501	多久市北多久町大字小侍7-1
伊万里市	税務課	0955-23-2148,2149(直)	848-8501	伊万里市立花町1355-1
	収納管理課	0955-23-2152(直)		
武雄市	税務課	0954-23-9220(直)	843-8639	武雄市武雄町大字昭和12-10
	収納課	0954-23-9219(直)		
鹿島市	税務課	0954-63-2118(直)	849-1312	鹿島市大字納富分2643-1
小城市	〃	0952-37-6103,6104(直)	845-8511	小城市三日月町長神田2312-2
嬉野市	税務課	0954-42-3305(直)	843-0392	嬉野市嬉野町大字下宿乙1185
神埼市	税務課	0952-37-0114(直)	842-8601	神埼市神埼町鶴3542-1
吉野ヶ里町	税務課	0952-37-0334(直)	842-8501	神埼郡吉野ヶ里町吉田1262- 2 ※R8.9.24移転
基山町	税務課	0942-92-7918(直)	841-0204	三養基郡基山町大字宮浦666
上峰町	税務課	0952-52-7411(直)	849-0123	三養基郡上峰町大字坊所383-1
みやき町	税務課（中原庁舎）	0942-94-5636(直)	849-0101	三養基郡みやき町大字原古賀1043
玄海町	住民課	0955-52-2157(直)	847-1421	東松浦郡玄海町大字諸浦348
有田町	税務課	0955-46-2736(直)	849-4192	西松浦郡有田町立部乙2202
大町町	町民課	0952-82-3115(直)	849-2101	杵島郡大町町大字大町5017
江北町	町民生活課	0952-86-5613(直)	849-0592	杵島郡江北町大字山口1651-1
白石町	税務課	0952-84-7113(直)	849-1192	杵島郡白石町大字福田1247-1
太良町	〃	0954-67-0349(直)	849-1698	藤津郡太良町大字多良1-6

市町村税のお問い合わせ先

県税のお問い合わせ先

●佐賀県税事務所

〒840-0826 佐賀市白山2-6-33（永池本店ビル1階）
☎0952-30-3161，3162

担当区域／佐賀市、鳥栖市、多久市、小城市、神埼市、吉野ケ里町、基山町、上峰町、みやき町

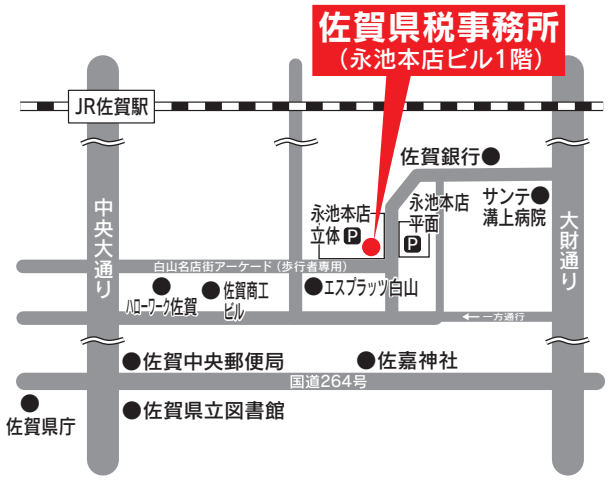

●唐津県税事務所

〒847-0861 唐津市二タ子3-1-5
☎0955-73-1551，1553

担当区域／唐津市、玄海町

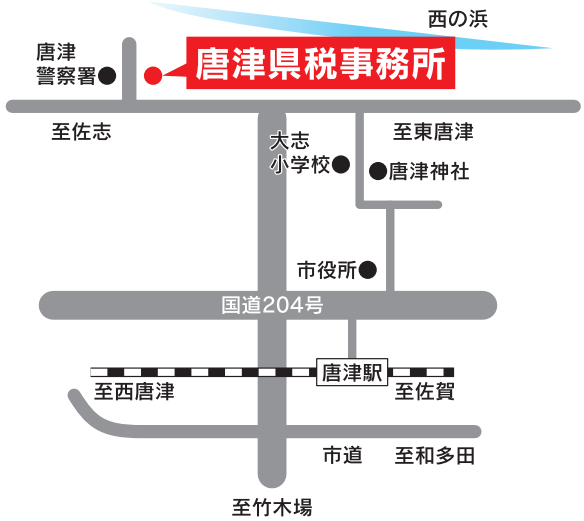

●武雄県税事務所

〒843-0023 武雄市武雄町昭和 265
☎0954-23-3103，3104

担当区域／武雄市、伊万里市、鹿島市、嬉野市、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町

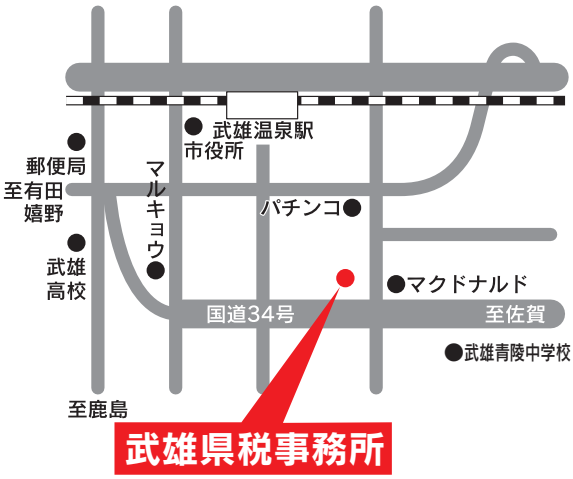

●佐賀県税事務所（自動車税課）

〒849-0928 佐賀市若楠 2-7-5
☎0952-30-1511

担当／自動車税

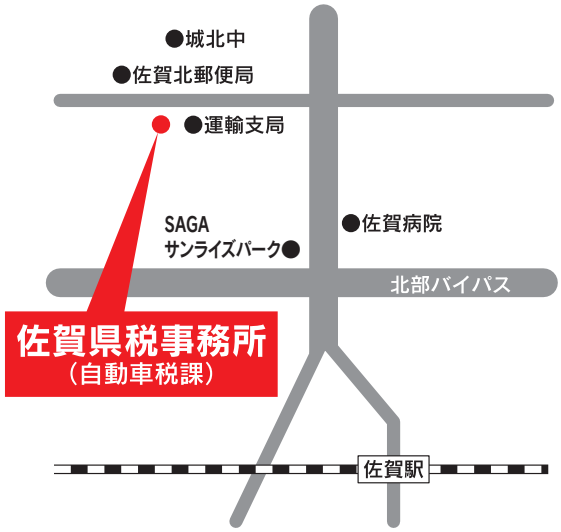

県税のしおり2026

（令和８年度版）

編集・発行／佐賀県 税政課

〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号

TEL 0952-25-7021　FAX 0952-25-7294

★「県税」についての情報は佐賀県のホームページにて随時発信しています。

佐賀県　県税のしおり　検索

https://www.pref.saga.lg.jp/

★「県税のしおり」についてのご意見・ご感想をお寄せください。

✉メールアドレス：zeisei@pref.saga.lg.jp

©2026 Saga Prefecture.